# 総会手続規則

（2007 年９月までに国連総会により採択された修正および追加を含む）

# 目次

掲載頁

序……8

注釈……16

手続規則

規則　掲載頁

Ⅰ．会期

通常会期

１．開会日……17

２．閉会日……17

３．会合の場所……17

４．会合の場所……17

５．会期の通告……17

６．会期の一時的休会……17

特別会期

７．総会による招集……17

８．安全保障理事会又は加盟国の要請に基づく招集……18

９．加盟国による要請……18

10. 会期の通告……18

通常および特別会期

11. 他の機関に対する通告……18

Ⅱ．議事日程

通常会期

12. 仮議事日程……18

13. 仮議事日程……19

14. 補足議題……19

15. 追加議題……19

特別会期

16. 仮議事日程……19

17. 仮議事日程……19

18. 補足議題……20

19. 追加議題……20

通常および特別会期

20. 説明覚書……20

21. 議事日程の承認……20

22. 議題の修正および削除……20

23. 議題の掲載に関する討論……20

24. 経費割当の変更……20

Ⅲ．代表団

25. 構成……21

26. 代表代理……21

Ⅳ. 信任状

27. 信任状の提出……21
28. 信任状委員会……21
29. 会期への暫定的参加……21

Ⅴ. 議長および副議長

30. 選挙……21
31. 仮議長……21
32. 議長代理……22
33. 議長代理……22
34. 議長の交替……22
35. 議長の一般的権限……22
36. 議長の一般的権限……22
37. 議長の投票不参加……22

Ⅵ. 一般委員会

38. 構成……22
39. 構成員の代理……23
40. 任務……23
41. 任務……23
42. 任務……23
43. 議事日程への議題の掲載を要請する加盟国の代表者の参加……23
44. 総会決議の形式上の訂正……24

Ⅶ. 事務局

45. 事務総長の責務……24
46. 事務総長の責務……24
47. 事務局の責務……24
48. この機構の事業に関する事務総長報告……24
49. 憲章第１２条に基づく通告……24
50. 事務局に関する規則……24

Ⅷ. 用語

51. 公用語および常用語……25
52. 通訳……25
53. 通訳……25
54. 速記録および抄録の用語……25
55. 国際連合ジャーナルの用語……25
56. 決議および他の文書の用語……25
57. 総会の言語以外の言語による公表……25

Ⅸ. 記録

58. 会合の記録および録音……25
59. 決議……26

Ｘ．総会、総会の委員会および総会の小委員会の公開会合および非公開会合
60. 一般原則……26
61. 非公開会合……26
ＸＩ．黙祷又は瞑想の時間
62. 黙祷又は瞑想への勧誘……26
ＸⅡ．本会議
議事の運営
63. 緊急特別会期……26
64. 事務総長の報告……26
65. 委員会への付託……27
66. 主要委員会報告の討議……27
67. 定足数……27
68. 演説……27
69. 優先発言権……27
70. 事務局による陳述……27
71. 議事手続に関する緊急の発言……27
72. 演説時間の制限……28
73. 演説者名簿の締切、答弁権……28
74. 討論の延期……28
75. 討論の終結……28
76. 会合の停止又は延期……28
77. 手続状の動議の順序……28
78. 提案および修正……29
79. 権能に関する決定……29
80. 動議の撤回……29
81. 提案の再審議……29
表決
82. 表決権……29
83. 三分の二の多数……29
84. 三分の二の多数……30
85. 単純多数……30
86.「出席しかつ投票する構成国」という語句の意味……30
87. 表決の方法……30
88. 表決の運営……30
89. 提案および修正の分割……31
90. 修正の表決……31
91. 提案の表決……31
92. 選挙……31
93. 選挙……31
94. 選挙……31

95. 可否同数の表決……32

## XIII. 委員会

### 設置、役員、作業日程

96. 委員会の設置……32
97. 問題の部類……32
98. 主要委員会……32
99. 作業日程……32
100. 加盟国の代表……33
101. 加盟国の代表……33
102. 小委員会……33
103. 役員の選出……33
104. 主要委員会の委員長の投票不参加……33
105. 役員の欠席……33
106. 委員長の任務……34
107. 委員長の任務……34

### 議事の運営

108. 定足数……34
109. 演説……34
110. 祝辞……34
111. 優先発言権……34
112. 事務局による陳述……34
113. 議事手続に関する緊急の発言……35
114. 演説時間の制限……35
115. 演説者名簿の締切、答弁権……35
116. 討論の延期……35
117. 討論の終結……35
118. 会合の停止又は延期……35
119. 手続上の動議の順序……36
120. 提案および修正……36
121. 権能に関する決定……36
122. 動議の撤回……36
123. 提案の再審議……36

### 表決

124. 表決権……37
125. 必要な多数……37
126.「出席しかつ投票する構成国」という語句の意味……37
127. 表決の方法……37
128. 表決の運営……37
129. 提案および修正の分割……37
130. 修正の表決……38

131. 提案の表決……38
132. 選挙……38
133. 可否同数の表決……38

XIV. 国際連合への新規加盟の承認

134. 申請書……38
135. 申請の通告……38
136. 申請書の審議および決定……39
137. 申請書の審議および決定……39
138. 決定の通告および加盟の発効日……39

XV. 主要機関への選挙

一般規定

139. 任期……39
140. 補欠選挙……39

事務総長

141. 事務総長の任命……39

安全保障理事会

142. 年次選挙……39
143. 理事国の資格……40
144. 被再選資格……40

経済社会理事会

145. 年次選挙……40
146. 被再選資格……40

信託統治理事会

147. 選挙の場合……40
148. 任期および被再選資格……40
149. 欠員……40

国際司法裁判所

150. 選挙の方法……41
151. 選挙の方法……41

XVI. 行政上および財政上の問題

一般規定

152. 財政に関する規則……41
153. 経費を伴う決議……41
154. 経費を伴う決議……41

行政財政問題諮問委員会

155. 任命……41
156. 構成……41
157. 任務……42

分担金委員会

158. 任命……42

159. 構成……42
160. 任務……42

XVII. 総会の補助機関

161. 設置および手続規則……42

XVIII. 解釈および修正

162. イタリック体の見出し……42
163. 修正の方法……43

添付資料

番号　　掲載頁

Ⅰ. 総会により承認された国連総会の作業方法および手続に関する
特別委員会の勧告および提案……47
Ⅱ. 法律的および草案作成上の問題を扱う国連総会の作業方法および手続……50
Ⅲ. 国連総会の作業方法の改善に関するアド・ホック委員会の勧告を
採択した決議 1898(XVIII)……53
Ⅳ. 国連総会の手続および組織の合理化に関する委員会の結論……56
Ⅴ. 国連総会の手続きと組織の合理化に関する決定 34/401……73
Ⅵ. 国際連合憲章および国連総会手続の合理化に関する機構の役割の
強化に関する特別委員会の結論……76
Ⅶ. 国際連合憲章および現在の国際連合諸手続の合理化に関する機構の
役割を強化することに関する特別委員会の結論……77
Ⅷ. 国連総会の議事日程の合理化に関する指針……78
Ⅸ. 一般討論の開会日および期間……79

索引……80-94

序

1．国連総会は、第１回通常会期において、国際連合準備委員会[1]の報告書に含まれた草案を基礎とする仮手続規則（A/71/Rev.1）を採択した。

2．国連総会は、同会期において、1946 年 12 月 15 日の決議 102（Ⅰ）により、15 の加盟国で構成する「手続および組織に関する委員会」を設立した。

3．総会は、第２回会期において、同委員会が提案する手続規則の原案[2]が含まれている「手続および組織に関する委員会報告書」[3]、を審議し、1947 年 11 月 17 日の決議 173（Ⅱ）により、総会手続規則を採択した。同規則は 1948 年１月１日に効力を発した。

4．国連総会は、同会期において、1947 年 11 月 21 日の決議 116（Ⅱ）により、新加盟国の承認に関する新しい規則 113、114、116 および 117 を付け加えること[4]を決定した。

5．国連総会は、第３回会期において、1948 年 12 月 11 日の決議 262（Ⅲ）により、スペイン語を常用語に含むことおよびそれに従い規則 44 から 48 を改正すること[5]を決定した。

6．国連総会は、同会期において、1949 年４月 29 日の決議 271（Ⅲ）により、15 の加盟国で構成する「国連総会の方法および手続に関する特別委員会」を設立した。

7．国連総会は、第４回会期において、「国連総会の方法および手続に関する特別委員会」の報告書[6]を審議し、1949 年 10 月 22 日の決議 362（Ⅳ）により、以下の通り決定した。

(a) 規則 14,31,33,35,59,64,65,67,68,69,72,80,81,82,97,98,102,103,105,106,107,110,117,118 および 119 を改正する[7]

(b) 新規則 1A,19,19B,19C,31A,35A,35B,56A,89A および 97A を加える[8]

同じ決議で、国連総会は、特別委員会のいくつかの勧告および提案を採択し、ならびに事務総長に、総会における一般委員会および加盟国代表団が利用しやすい形式でこの勧告および提案を内容とする文書を用意するよう要請した。これらの勧告および提案は添付資料Ⅰに再録されている。

8．国連総会は、同会期において、1949 年 12 月３日の決議 366（Ⅳ）により、憲章第 62 条４項に基づく経済社会理事会による国家の国際会議招集に関する規則を採択した。

9．国連総会は、第５回会期において、1950 年 11 月３日の決議 377Ａ(Ⅴ）により、緊急特別会期開催に関する総会の手続規則の若干の改正および追加を採択した。同決議において、総会は以下の通り決定した。

(a) 規則８に(b)項を追加する

(b) 規則９に(b)項を追加する

(c) 規則 10 の文末に新しい文を挿入する

(d) 規則 16 の文末に新しい文を挿入する

(e) 規則 19 の文末に新しい文を挿入する

(f) 新規則 65[9]を挿入する

10. 国連総会は、同会期において、1950 年 11 月１日の決議 475（Ⅴ）により、重要問題に関する提案の修正およびそのような提案の構成要素を分割投票に付すことについての総会の決定に関して、多数決を要することに関する新しい規則 84Ａ[10]を採択した。

11. 国連総会は、同会期において、1950 年 12 月 12 日の決議 479（Ⅴ）により、憲章第 62 条４項に基づく経済社会理事会による非政府間会議招集に関する規則を採択した。

12. 国連総会は、第６回会期において、1951 年 12 月 20 日の決議 597（Ⅵ）により、15 の加盟国で構成する「法律および起草問題を扱う国連総会の方法および手続の検討特別委員会」を設立した。

13. 国連総会は、第 7 会期において、「法律および起草問題を扱う国連総会の方法および手続の検討特別委員会」の報告書[11]を審議し、1952 年 11 月 6 日の決議 684（Ⅶ）により、同報告書に含まれた勧告を採択した。決議は以下のように規定する。

(a) これらの勧告の文言は、手続規則の添付資料として組み込まれることとする。

(b) 当該添付資料にはまた、特別委員会の報告書の第 19 項、20 項、29 項、30 項および 35 項から 39 項を、再録することとする。

勧告の本文および特別委員会の報告書の特定の部分は、添付資料Ⅱに再録されている。

14. 国連総会は、同会期において、1952 年 12 月 21 日の決議 689A（Ⅶ）により、15 の加盟国で構成する「国連総会の通常会期の存続期間を制限する措置に関する特別委員会」を設立した。総会は、同日の決議 689B（Ⅶ）により、規則 2 の修正を採択した。それによって、総会は、各会期の冒頭において、「会期の閉会の目標日」ではなく「会期の閉会日」を決める。

15. 総会は、第 8 回会期において、「国連総会の通常会期の存続期間を制限する措置に関する特別委員会」の報告書[12]を審議し、1953 年 10 月 23 日の決議 791（Ⅷ）により、以下のことを決定した。

(a) 一般委員会の構成に関する規則 38 および規則 39 を改正する

(b) 主要委員会の議題の審議における優先権に関する規則 98[13]を改正する

16. 総会は、第 9 回会期において、1954 年 10 月 11 日の決議 844（Ⅸ）により、南西アフリカ領域に関する報告書および請願[14]の検討のための総会手続を定める六つの特別規則を採択した。

17. 国連総会は、第 11 回会期において、1956 年 11 月 15 日の第 577 回本会議において、以下のことを決定した。

(a) 総会の八番目の副議長職を設ける

(b) 「アド・ホック政治委員会」の名称を「特別政治委員会」に変更し、常設委員会とする

国連総会は、同会期において、1956 年 12 月 18 日の決議 1104（Ⅸ）により、規則 31、規則 38、規則 39 および規則 101 に対する必要な修正[15]を採択した。

18. 国連総会は、第 12 回会期において、1957 年 12 月 12 日の決議 1192（ⅩⅡ）により、総会の副議長の数を 8 から 13 に増加すること、および規則 31 と規則 38 に対する必要な修正を採択した。決議の添付資料において、総会は副議長が選出される際に従うべき方式を承認した。

19. 国連総会は、第 16 回会期において、1961 年 11 月 28 日の決議 1659（ⅩⅥ）により、行政財政問題諮問委員会の構成員を 9 から 12 に増加すること、および規則 156 と規則 157 に対する必要な修正[16]を採択した。

20. 国連総会は、第 17 回会期において、1962 年 10 月 30 日の第 1162 回本会議において、18 の加盟国で構成する「国連総会の作業方法の改善に関するアド・ホック委員会」を設立した。総会はまた、1962 年 12 月 19 日の決議 1845（ⅩⅦ）により、アド・ホック委員会の継続を決定した。

21. 国連総会は、第 18 回会期において、「国連総会の作業方法の改善に関するアド・ホック委員会」の報告書 17 を審議し、1963 年 11 月 11 日の決議 1898（ⅩⅧ）により、同報告書に含まれた見解に留意して、同委員会が提出した勧告を承認した。同決議の文言は、添付資料Ⅲに再録されている。

22. 国連総会は、同会期において、1963 年 12 月 17 日の決議 1990（ⅩⅧ）により、総会の副議長の数を 13 から 17 に増加することを決定し、規則 31 および規則 38 に対する必要な修正を採択した。同決議の添付資料で、総会は、総会議長、17 名の総会副議長および主要委員会の 7 名の委員長が選出される際に従うべき方式を承認した。

23. 国連総会は、第 20 回会期において、1965 年 12 月 8 日の決議 2046（ⅩⅩ）により、国連憲章第

23 条、第 27 条および第 61 条の改正が効力を生じた後に適用される、総会の手続規則を、以下の通り修正した。

(a) 規則８(b)における、「７」の語は「９」の語により置き換えられる

(b) 規則 143[18] における、「３」の語は「５」の語により置き換えられる

(c) 規則 146[19] における、「６」の語は「９」の語により置き換えられる

安全保障理事会の非常任理事国の選挙における方式は、規則 142 の脚注に再録される。

24. 国連総会は、第 22 回会期において、1967 年 12 月 16 日の決議 2323（ＸＸⅡ）により、機械化された投票方法の導入を考慮して新しい(b)項を付け加えることにより規則 89 および規則 128[20] を修正することを決定した。

25. 国連総会は、同会期において、1967 年 12 月 13 日の第 1629 回本会議において、規則 15[21] のフランス語版の修正に留意して、それにより同規則の最初の文章の"*caractère d'importance ou d'urgence*"の語は"*caractère d'importance et d'urgence*"の語により置き換えられた。

26. 国連総会は、第 23 回会期において、1968 年 11 月 25 日の決議 2390（ＸＸⅢ）により、分担金委員会の構成員を 10 から 12 に増やすことを決定し、規則 159[22] に対する必要な修正を採択した。

27. 国連総会は、同会期において、1968 年 12 月 21 日の決議 2479（ＸＸⅢ）により、ロシア語を常用語の中に含むこと、および、それに応じて規則 51 を修正することを決定した。

28. 国連総会は、第 24 回会期において、1969 年 12 月 12 日の決議 2553（ＸＸⅣ）により、第 23 回会期において規則 51 の修正を採択したことに伴い、規則 52、規則 53 および規則 55[23] の修正を採択した。

29. 国連総会は、第 25 回会期において、1970 年 11 月９日の決議 2632（ＸＸＶ）により、31 の加盟国で構成する「国連総会の手続および組織の合理化に関する特別委員会」を設立した。

30. 国連総会は、第 26 回会期において、「国連総会の手続および組織の合理化に関する特別委員会」の報告書[24] を審議し、1971 年 12 月 17 日の決議 2837（ＸＸⅥ）により、次のとおり決定し、

(a) 会議の記録および録音に関する総会の委員会および総会の実行を反映して、規則 60[25] を改正する

(b) 議長役職者に対して、総会の構成国の少なくとも３分の１、または委員会の構成員の少なくとも４分の１が出席したとき、会議を始め討論の開始を宣言する権限を与える規則よう、69 および規則 110[26] を改正する

(c) 賛成の演説を二人以内の代表に、そして反対の演説を二人以内の代表に認めるために、そして、各演説者に許される時間、または各代表者が質問できる回数を制限するよう、規則 74 および規則 115[27] を改正する

(d) 主要委員会の作業日程に関するより詳細な規定をその中に含むよう、規則 100 を改正し、それを規則 101[28] と新しい番号をつける（以前の規則 101 は規則 100[29] となる）

(e) 次のことを規定するよう、規則 105[30] を改正する

（ⅰ） 各主要委員会は、一人の議長、二人の副議長および一人の報告者を選出するものとする

（ⅱ） その他の委員会は、一人の議長、一人または二人以上の副議長および一人の報告者を選出するものとする

（ⅲ） 一人の候補者のみが立候補する選挙において委員会が他の決定をしない限り、選挙は秘密投票で行われるものとする

（ⅳ） 各候補者の推薦演説は一人に限定されるものとし、その後、委員会は直ちに選挙を行うもの

とする

また、規則 39 および規則 107 に対する必要な修正を採択した[31]

(f) 主要委員会の役職者に対する祝辞に関する新しい規則 112[32] を挿入すること、また、それに応じて現在の規則 112 から 164[33] に新しい番号をつけること

国連総会は、決議 2837（ＸＸⅥ）により、特別委員会の結論を承認し、その結論を手続規則に添付することを決定した。これらの結論は添付資料Ⅳに再録される。勧告[34]の一つにおいて、事務総長は、異なる公用語で書かれた手続規則の同一性を確保するために比較研究を始めることを要請された。この要請は実施され、関連する変更の編集は規則に取り入れられた。

31. 国連総会は、同会期において、1971 年 12 月 13 日の決議 2798（ＸＸⅥ）により、行政財政問題諮問委員会の構成員を 12 から 13 に増やすことを決定し、規則 157[35] に対する必要な修正を採択した。

32. 国連総会は、同会期において、1971 年 12 月 20 日の決議 2847（ＸＸⅥ）により、経済社会理事会の理事国の数を 27 から 54 に増加するよう、国連憲章第 61 条を改正することを決定した。総会はまた、同決議で、憲章の改正が効力を生じた後に、規則 147[36] の「９」の語が「18」の語により置き換えられることも決定した。国連憲章の改正は 1973 年９月 24 日に効力を生じた。決議 2847（ＸＸⅥ）に規定された経済社会理事会の理事国の選挙における方式は、規則 145 の脚注に再録される。

33. 国連総会は、第 27 回会期において、1972 年 11 月９日の決議 2913（ＸＸⅦ）により、分担金委員会の構成員を 12 から 13 に増加することを決定し、規則 160[37] に対する必要な修正を採択した。

34. 国連総会は、第 28 回会期において、1973 年 12 月 18 日の決議 3189（ＸＸⅧ）および 3190（ＸＸⅧ）により、以下の通り決定した。

(a) 中国語を、総会、総会の委員会および総会の小委員会の常用語の中に含める

(b) アラビア語を、総会およびその主要委員会の公用語ならびに常用語の中に含める

総会は、1973 年 12 月 18 日の決議 3191（ＸＸⅧ）により、その手続規則に対する必要な修正を採択し、その結果、規則 51 から規則 59 は新しい規則 51 から規則 57 に置き換えられ、またそれに応じて規則 60 から規則 165 まで新しい番号が付けられた。

35. 国連総会は、第 31 回会期において、1976 年 12 月 14 日の決議 31/95 により、分担金委員会の構成員を 13 から 18 に増加することを決定し、同日の決議 31/96 により規則 158 に対する必要な修正を採択した。

36. 国連総会は、第 32 回会期において、1977 年 12 月 14 日の決議 32/103 により、行政財政問題諮問委員会の構成員を 13 から 16 に増加することを決定し、規則 155 に対する必要な修正を採択した。総会は、同決議により、以下のことも決定した。

(a) 諮問委員会の委員は「国際連合財政規則に規定されているように３会計年」ではなく「３暦年」に一致して３年間務めることとなるよう、規則 156 の修正を採択する

(b) とくに予算案の二年分の提案を考慮して、規則 157 を改正する

37. 国連総会は、第 33 回会期において、1978 年 11 月３０日の決議 33/12 により、分担金委員会の委員は「国際連合財政規則に規定されているように３会計年」ではなく「３暦年」に一致して３年間務めることとなるよう、規則 159 の修正を採択した。

38. 国連総会は、同会期において、1978 年 12 月 19 日の決議 33/138 により、総会の副議長の数を 17 から 21 に増加することを決定し、規則 30 および規則 38 に対する必要な修正を採択した。決議 1990（ＸⅧ）への添付資料を置き換えた同決議への添付資料において、総会は、総会議長、21 名の総会副議長および主要委員会の７名の委員長が選出される際に従うべき方式を承認した。添付資料の本文

は、規則 30 の脚注に再録されている。

39. 国連総会は、第 34 回会期において、1979 年 9 月 21 日、10 月 25 日、11 月 29 日および 12 月 12 日の決定 34/401 により、総会の手続および組織の合理化に関する諸規定を採択した。決定の第 I 節から第Ⅴ節が添付資料Ⅴに再録されている。

40. 国連総会は、第 35 回会期において、1980 年 12 月 17 日の決議 35/219AおよびBにより、1982 年 1 月 1 日までに、総会の補助機関の公用語と常用語の中にアラビア語を含めることを決定し、規則 51、規則 52、規則 54 および規則 56 に対する必要な修正を採択した。

41. 国連総会は、第 39 回会期において、1984 年 12 月 13 日の決議 39/88Bにより、国際連合憲章および総会の手続の合理化に関する機構の役割の強化に関する特別委員会の結論を承認し、それが手続規則に付け加えられるべきことを決定した。これらの結論は添付資料Ⅵに再録されている。

42. 1990 年 3 月 21 日のナミビア（以前の南西アフリカ）独立の承認の結果、「南西アフリカ領域に関する報告書および請願の検討のための手続」と題された手続規則の添付資料Ⅲ（A/520/Rev.15）はもはや適用されず、削除された。それに伴ってその後の添付資料は新しい番号がつけられた。

43. 国連総会は、第 45 回会期において、1990 年 11 月 28 日の決議 45/45 により、国際連合憲章に関するおよび現在の国際連合手続の合理化に関する機構の役割の強化に関する特別委員会の結論を承認し、それが手続規則に添付されるべきことを決定した。これらの結論は添付資料Ⅶに再録されている。

44. 国連総会は、第 47 回会期において、1993 年 8 月 17 日の決議 47/233 により、総会の主要委員会の構成を合理化することおよびそれに応じて総会手続規則の規則 31[39]、規則 38 および規則 98 を改正することを決定した。

45. 国連総会は、第 48 回会期において、1994 年 7 月 29 日の決議 48/264 により、本決議の添付資料 I に公表されている、国連総会の議事日程の合理化に関する指針を採択し、それが総会の手続規則に付け加えられるべきことを決定した。指針は添付資料Ⅷに再録されている。総会は、同決議において、本決議の添付資料Ⅱに公表されている主要委員会の 6 名の委員長の選出方式を承認した。1978 年 12 月 19 日の決議 33/138 の添付資料第 4 項を置き換える本決議の添付資料の本文は、規則 30 の脚注に再録されている。

46. 国連総会は、第 52 回会期において、1997 年 12 月 15 日の決議 52/163 により、第 53 回会期から、各主要委員会の副委員長の数を 2 から 3 に増加するため、手続規則の規則 103 の第一文を修正することを決定した。

47. 国連総会は、第 55 回会期において、2000 年 11 月 3 日の決議 55/14 により、総会は、「9 月の第二月曜日に続く火曜日に」始まる通常会期で毎年会合するとする手続規則の規則 1 を改正した。

48. 国連総会は、第 56 回会期において、2002 年 7 月 8 日の決議 56/509 により、以下の通り決定した。

(a) 総会が議長および 21 名の副議長を、彼らが主宰する会期の開始の少なくとも 3 カ月前に選出することを認める規則 30 を改正する

(b) 総会の会期の開始時において、当該会期の議長が選出されていない場合、前の会期の議長または前の会期の議長が選ばれていた代表団の長が、総会が議長を選出するまで主宰するように規則 31 を改正する

(c) 全ての主要委員会が、会期の開始の少なくとも 3 カ月前に、委員長を選出し、規則 103 に規定されるその他の役職者の選挙が少なくとも当該会期の最初の週の終わりまでになされるべきことを認める規則 99 の(a)項を改正する

49. 国連総会は、第 57 回会期において、2003 年 3 月 13 日の決議 57/301 により、手続規則の規則 1 を

改正し、それによって総会は、少なくとも１就業日を含む最初の週から数える９月の第三週の火曜日に始まる通常会期で、毎年会合することとなった。

50. 国連総会は、同会期において、2003 年３月 13 日の決議 57/301 により、一般討論の開始日および期間を変更することを決定し、また、手続規則に決議の第２項を付け加えることを決定した。この項は、添付資料Ⅸに再録される。

51. 手続規則の現在の改訂版は、総会の第 61 回会期を含むそれまでの期間に国連総会により採択された全ての修正を含み、文書 A/520/Rev.16/Corr.の技術的修正を組み入れてある。

52. 手続規則および修正のこれまでの版ならびにそれらの訂正は、以下の記号のもとで発行されている。

1947 年 12 月……A/520
1948 年６月……A/520/corr.1(フランス語のみ)
1950 年１月……A/520/Rev.1
1951 年１月……A/520/Rev.2
1954 年７月……A/520/Rev.3
1956 年３月……A/520/Rev.4
1957 年９月……A/520/Rev.5（以前は A/3660)
1958 年１月……A/520/Rev.5/Corr.1(以前は A/3660/Corr.1)
1961 年２月……A/520/Rev.6（以前は A/4700）
1962 年２月……A/520/Rev.6/Corr.1(以前は A/4700/Corr.1)
1964 年６月……A/520/Rev.7
1966 年３月……A/520/Rev.8
1968 年１月……A/520/Rev.9
1969 年４月……A/520/Rev.9/Corr.1
1970 年７月……A/520/Rev.10
1972 年３月……A/520/Rev.11
1973 年 11 月……A/520/Rev.11/Amend.1
1974 年２月……A/520/Rev.12
1977 年１月……A/520/Rev.12/Amend.1
1978 年３月……A/520/Rev.12/amend.2
1979 年３月……A/520/Rev.13
1982 年３月……A/520/Rev.14
1985 年５月……A/520/Rev.15
1991 年８月……A/520/Rev.15/Amend.1
1993 年 10 月……A/520/Rev.15/Amend.2
2006 年９月……A/520/Rev.16
2007 年９月……A/520/Rev.16/Corr.1

注

[1] PC/20, chap.I, sect.3

[2] document A/388, partⅢ

[3] *Official Records of the General Assembly, Second Session, Plenary Meetings,* vol.Ⅱ, annexⅣ,

document A/388

[4] 現行手続規則の規則 134、規則 135、規則 137 および規則 138 である。

[5] 現行手続規則の規則 51 から規則 55 である。

[6] *Official Records of the General Assembly, Fourth Session, Supplement No.12*(A/937)

[7] 現行手続規則の規則 15、規則 35、規則 38、規則 40、規則 66、規則 71、規則 72、規則 74、規則 75、規則 76、規則 79、規則 88、規則 89、規則 90、規則 106、規則 108、規則 113、規則 114、規則 116、規則 117、規則 118、規則 121、規則 128、規則 129 および規則 130 である。

[8] 現行手続規則の規則２、規則 20、規則 22、規則 23、規則 36、規則 41、規則 42、規則 62、規則 99 および規則 107 である。

[9] 現行手続規則の規則 63 である。

[10] 現行手続規則の規則 84 である。

[11] *Official Records of the General Assembly, Seventh Session, Annexes,* agenda item 53, document A/2174

[12] Ibid., *Eighth Session, Annexes,* agenda item 54, document A/2402

[13] 現行手続規則の規則 99 である。

[14] 国連総会は、1968 年 6 月 12 日の決議 2372（ＸＸⅡ）により、「南西アフリカ」は「ナミビア」と呼ばれるものと決定した。序 42 項参照のこと。

[15] 現行手続規則の規則 98 である。

[16] 現行手続規則の規則 155 および規則 156 である。

[17] *Official Records of the General Assembly, Eighteenth Session, Annexes,* agenda item 25, document A/5423

[18] 現行手続規則の規則 142 である。

[19] 現行手続規則の規則 145 である。

[20] 現行手続規則の規則 87 および規則 127 である。

[21] *Official Records of the General Assembly, Twenty-second Session, Annexes,* agenda item 8, document A/BUR/169

[22] 現行手続規則の規則 158 である。

[23] 序第 34 項参照。

[24] *Official Records of the General Assembly, Twenty-sixth Session, Supplement* No.26(A/8426)

[25] 現行手続規則の規則 58 である。

[26] 現行手続規則の規則 67 および規則 108 である。

[27] 現行手続規則の規則 72 および規則 114 である。

[28] 現行手続規則の規則 99 である。

[29] 現行手続規則の規則 98 である。

[30] 現行手続規則の規則 103 である。

[31] 現行手続規則の規則 105 である。

[32] 現行手続規則の規則 110 である。

[33] 現行手続規則の規則 111 から規則 163 である。

[34] 決議 2837（ＸＸⅥ）、添付書類Ⅱ、128 項

[35] 現行手続規則の規則 155 である。

[36] 現行手続規則の規則 145 である。

[37] 現行手続規則の規則 158 である。

[38] 序第 22 項参照のこと。

[39] 現行手続規則の規則 30 である。

注釈

憲章の規定そのままの規則 49、82、83、85、144、146 および 161 は、ゴチック体で印刷され、さらに、脚注が付けられる。脚注は、憲章の規定に直接基づいているが、そのままではないその他の規則にも付けられている。

本会議のための規則に関する部分でカギ括弧の間に示された数字は、委員会会議のための同一の又は対応する規則を示している。逆もまた同じ。

参照目的のみで挿入された規則のイタリック体の見出しを規定している規則 162 は、規則の解釈においては無視されなければならないことに、留意すること。

手続規則で男性に言及しているものについてはいずれも、文脈によって否定されない限り、女性へも言及したものとみなす。

# 手続規則

## Ⅰ　会期

### 通常会期

*開会日*

規則１[1]

総会は、毎年、少なくとも１日の就業日を含む最初の週から数える九月の第三週の火曜日に、通常会期として会合する。

*閉会日*

規則２[2]

総会は、一般委員会の勧告に基づき、各会期の初めに当該会期の閉会日を定める。

*会合の場所*

規則３

総会は、前会期でなされた決定により又は国際連合加盟国の過半数の要請により、他の場所で開催される場合を除くほか、国際連合本部において会合をもつ。

規則４

いずれの国際連合加盟国も、通常会期の開会日として定められた日の少なくとも 120 日前まで、国際連合本部以外の場所での会期の開催を要請することができる。事務総長は、自己の勧告を付してこの要請を他の国際連合加盟国に直ちに通報しなければならない。この通報の日付から 30 日以内に加盟国の過半数がこの要請に同意したときは、当該会期はその要請のとおりに開催される。

*会期の通告*

規則５

事務総長は、通常会期の開会を少なくとも 60 日前までに、国際連合加盟国に通告しなければならない。

*会期の一時的休会*

規則６

総会は、一時的に休会して後日その会合を再開することを、いずれの会期においても決定することができる。

### 特別会期

*総会による招集*

規則７[3]

総会は、特別会期の期日を決定することができる。

*安全保障理事会又は加盟国の要請に基づく招集*

規則８[4]

(a) 国際連合総会の特別会期は、その会期についての安全保障理事会の要請若しくは国際連合加盟国の過半数の要請を事務総長が受領した日又は規則９に定める加盟国の過半数の同意があった日から15 日以内に開催されるものとする。

(b) 総会決議 377A(V)に基づく緊急特別会期は、安全保障理事会のいずれかの九理事国の投票に基づくその会期についての同理事会の要請又は中間委員会における投票若しくは他の方法により表明された国際連合加盟国の過半数の要請を事務総長が受領した時から又は規則９に定める加盟国の過半数の要請があった時から 24 時間以内に開催されるものとする。

*加盟国による要請*

規則９[5]

(a) いずれの国際連合加盟国も事務総長に対し総会の特別会期の開催を要請することができる。事務総長は、直ちに当該要請を他の加盟国に通知し、かつ、他の加盟国がその要請に同意するかどうかを照会しなければならない。事務総長の通報の日付から 30 日以内に加盟国の過半数がその要請に同意するときは、総会の特別会期は、規則８に従って開催されるものとする。

(b) 当該規則は、決議 377A(V)に基づく緊急特別会期の開催についてのいずれかの国際連合加盟国による要請にも適用する。この場合には、事務総長は、利用することができる最も迅速な通信方法により他の加盟国に通報しなければならない。

*会期の通告*

規則 10[5]

事務総長は、特別会期の開会を、安全保障理事会の要請により開催される場合には、少なくとも 14 日前までに、また、加盟国の過半数の要請により若しくはいずれかの加盟国の要請に対する過半数の同意により開催される会期の場合には少なくとも 10 日前までに国際連合加盟国に通告しなければならない。規則 8(b)に従って開催される緊急特別総会の場合には、事務総長は、当該会期の開会の少なくとも12 時間前までに加盟国に通告しなければならない。

通常および特別会期

*他の機関に対する通告*

規則 11

総会の各会期を開催する通告の写しは、国際連合の他のすべての主要機関および憲章第 57 条第 2 項に掲げる専門機関に送付されるものとする。

## Ⅱ　議事日程

通常会期

*仮議事日程*

規則 12

通常会期の仮議事日程は、事務総長により作成され、当該会期の開会日の少なくとも 60 日前までに国際連合加盟国に通報されるものとする。

規則 13

通常会期の仮議事日程には、次のものを掲載するものとする。

(a) 国際連合の事業に関する事務総長の報告

(b) 安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、総会の補助機関および各専門機関(既存の協定に基づいて報告が要求される場合)からの報告

(c) 前会期において総会が掲載を命じたすべての議題

(d) 国際連合の他の主要機関が提案したすべての議題

(e) 国際連合のいずれかの加盟国が提案したすべての議題[6]

(f) 次の会計年度の予算および前会計年度の決算報告に関するすべての議題

(g) 事務総長が総会への提案を必要と認めるすべての議題

(h) 国際連合の加盟国でない国が憲章第 35 条第 2 項に基づいて提案したすべての議題

*補足議題*

規則 14

国際連合のいずれかの加盟国若しくは主要機関又は事務総長は、通常会期の開会日として定められた日の少なくとも 30 日前までに、議事日程に補足議題を含めることを要請することができる[6]。この議題は、補足表に掲載されるものとし、その補足表は、当該会期の開会日の少なくとも 20 日前までに加盟国に通報されるものとする。

*追加議題*

規則 15[7]

重要かつ緊急性を有する追加議題で、通常会期の開会日前 30 日以内に又は通常会期の開催中に議事日程に含めるように提案されたものは、出席しかつ投票する加盟国の過半数による総会の決定があるときは、議事日程に加えることができる。追加議題は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数により総会が他の決定をしない限り、その議題が議事日程に加えられてから 7 日を経過するまで、かつ委員会が当該問題について報告を行うまでは、審議されない。

特別会期

*仮議事日程*

規則 16[8]

安全保障理事会の要請により開催された特別会期の仮議事日程は、当該会期の開会日の少なくとも 14 日前までに国際連合加盟国に通報されるものとする。加盟国の過半数の要請により又はいずれかの加盟国の要請に対する過半数の同意により招集された特別会期の仮議事日程は、会期の開会日の少なくとも 10 日前までに通報されるものとする。緊急特別会期の仮議事日程は、会期招集の通報と同時に国際連合加盟国に通報されるものとする。

規則 17

特別会期の仮議事日程は、会期の開催の要請において審議のために提案された議題のみからなるものとする。

*補足議題*

規則 18

国際連合のいずれかの加盟国若しくは主要機関又は事務総長は、特別会期の開会日として定められた日の少なくとも 4 日前までに、補足議題を議事日程に掲載することを要請することができる。その議題は、補足表に掲載されるものとし、その補足表は、できる限りすみやかに国際連合加盟国に通報されるものとする。

*追加議題*

規則 19[8]

特別会期中、補足表に掲げられた議題および追加議題は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数により議事日程に追加することができる。緊急特別会期中、決議 377A(V)に掲げる事項に関する追加議題は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数により議事日程に追加することができる。

通常および特別会期

*説明覚書*

規則 20[9]

議事日程に掲載するように提案されたすべての議題には、説明覚書およびできれば基本文書又は決議案を添付しなければならない。

*議事日程の承認*

規則 21[10]

仮議事日程および補足表は、各会期において、それらに関する一般委員会の報告とともに、会期の開会後できる限りすみやかに、総会にその承認を得るため提出しなければならない。

*議題の修正および削除*

規則 22[11]

議事日程に掲げられた議題は、出席しかつ投票する加盟国の過半数により総会が修正し、又は削除することができる。

*議題の掲載に関する討論*

規則 23[11]

議題の議事日程への掲載に関する討議においては、一般委員会がその議題の掲載を勧告しているときは、その賛否の発言者をそれぞれ三人に制限することができる。議長は、前段の規定による発言者に許される時間を制限することができる。

*経費割当の変更*

規則 24

現行の経費割当を変更する提案は、その提案が会期の開会日として定められた日の少なくとも 90 日前までに国際連合加盟国に通報されていない限り、議事日程に加えてはならない。

## Ⅲ　代表団

*構成*

規則 25[12]

加盟国の代表団は、五人をこえない代表および五人をこえない代表代理並びに代表団が必要とする数の顧問、技術顧問、専門家および類似の地位の者で構成する。

*代表代理*

規則 26

代表代理は、代表団の長の指名に基づき代表として行動することができる。

## Ⅳ　信任状

*信任状の提出*

規則 27

代表の信任状および代表団の構成員の氏名は、会期の開会日として定められた日のできれば一週間前までに事務総長に提出するものとする。信任状は、国の元首、政府の首長又は外務大臣が発給するものとする。

*信任状委員会*

規則 28

信任状委員会は、各会期の始めに任命される。同委員会は、議長の提案に基づいて総会が任命する九人の委員で構成する。同委員会は、その役員を選出しなければならない。同委員会は、代表の信任状を審査して、遅滞なく報告しなければならない。

*会期への暫定的参加*

規則 29

いずれかの代表であってその参加に対し一加盟国から異議の申立があったものは信任状委員会の報告および総会の決定が行われるまで、暫定的に他の代表と同一の権利をもって出席するものとする。

## Ⅴ　議長および副議長

*選挙*

規則 30[13]

総会は、総会が別段の決定をしない限り、議長および 21 人の副議長[14]を、彼らが主宰する会期の開始の少なくとも三カ月前に選出する。このようにして選出された議長および副議長は、そのために選ばれた会期の開始時にその職務に就任し、その会期の閉会までの間在任する[15]。副議長は、規則 98 に掲げる六主要委員会の委員長が選出された後に、加盟国全体を代表するという一般委員会の性格を確保するように選出されなければならない。

*仮議長*

規則 31[16]

総会の各会期の開会に際しては、上記の規則 30 に従って、総会がその会期の議長をまだ選出してい

ない場合は、前の会期の議長又は前の会期の議長が選ばれていた代表団の長が、総会が議長を選出するまで議事を主宰するものとする。

*議長代理*

規則 32〔105〕

議長は、会合の全期間又は一時欠席する必要を認めるときは、副議長の一人を自己の代理として任命しなければならない。

規則 33〔105〕

議長の代理たる副議長は、議長と同一の権限および義務を有する。

*議長の交替*

規則 34〔105〕

議長がその任務を遂行することができなくなった場合には、その残任期間につき、新議長が選出されるものとする。

*議長の一般的権限*

規則 35[17]〔106〕

議長は、この規則の他の箇所で付与された権限を行使するほか、会期の各本会議の開会および閉会を宣言し、本会議の討議を指導し、この規則の遵守を確保し、発言権を与え、問題を表決に付し、並びに決定を発表する。議長は、議事手続に関する緊急の発言について裁定し、また、この規則に従って、いずれの会合においても議事を完全に統制し、かつ会合の秩序の維持に当たる。議長は、議題の討議中、発言者に許される時間の制限、各代表がいずれかの問題について質問できる回数の制限、演説者名簿の締切又は討論の終結を総会に提案することができる。議長は、また、会合の停止若しくは延期又は討議中の議題に関する討論の延期を提案することができる。

規則 36[17]〔107〕

議長は、その任務の遂行に当たっては、総会の権威に服するものとする。

*議長の投票不参加*

規則 37〔104〕

議長および議長として行動する副議長は、投票を行わないものとし、自己に代わって投票するために自己の代表団の他の構成員を指名する。

## VI　一般委員会

*構成*

規則 38[18]

一般委員会は、議事を主宰する総会議長、21 人の副議長および 6 人の主要委員会の委員長で構成する。一般委員会の構成員の二人が同一代表団の構成員であってはならず、同委員会は、加盟国全体を代表する性格を確保するよう構成されなければならない。すべての加盟国がその代表を出す権利を有しかつ会

期中に会合するよう総会により設置された他の委員会の委員長は、一般委員会の会合に出席する資格を有し、また、投票権なしで討議に参加することができる。

*構成員の代理*

規則 39[19]

総会の副議長は、一般委員会の会合中において欠席する必要を認めるときは、自己の代表団の構成員の一人を自己の代理として指名しなければならない。主要委員会の委員長は、欠席する場合には、その委員会の副委員長を自己の代理として指名しなければならない。副委員長は、委員会の他の構成員と同一の代表団に属するときは、投票権を有しない。

*任務*

規則 40[20]

一般委員会は、各会期の始めに仮議事日程および補足表を審議し、かつ提案された各議題に関し、それを議事日程に掲載すること、その掲載の要請を拒否すること又は将来の会期の仮議事日程にそれを掲載することについて総会に勧告しなければならない。一般委員会は、同様に議事日程に追加議題を掲載するための要請を検討し、かつ、それについて総会に勧告をしなければならない。一般委員会は、総会の議事日程に関する事項を審議するに当たっては、議題の内容を討議してはならない。ただし、議事日程へのその議題の掲載、その掲載の要請の拒否又は将来の会期の仮議事日程へのその議題の掲載のいずれを同委員会が勧告するかという問題および、掲載を勧告された議題にいかなる優先順位を与えるかという問題に関する場合は、この限りでない。

規則 41[20]

一般委員会は、会期の閉会日について総会に勧告を行わなければならない。同委員会は、各本会議の議事日程の作成、その議題の優先順位の決定および総会のすべての委員会の議事の調整に関し、議長および総会を補佐しなければならない。同委員会は、議長の権能に関する総会の事業の一般的運営に当たって議長を補佐しなければならない。もっとも、同委員会は、いかなる政治的な問題についても決定してはならない。

規則 42[21]

一般委員会は、総会およびその委員会の進行を検討し、かつ、その進行の促進を勧告するため、各会期中定期的に会合する。同委員会は、また、議長が必要と認める他のとき又はいずれかの他の構成員の要請があったときに会合する。

*議事日程への議題の掲載を要請する加盟国の代表者の参加*

規則 43

一般委員会に代表者を有しない総会の構成国で議題を議事日程に掲載することを要請したものは、その要請が討議される一般委員会の会合に出席する資格を有し、かつ、投票権なしでその議題の討議に参加することができる。

*総会決議の形式上の訂正*

規則 44

一般委員会は、総会が採択した決議を、その内容ではなく形式を変更する訂正を行うことができる。その変更は、総会に対し審議を受けるため報告しなければならない。

## Ⅶ　事務局

*事務総長の責務*

規則 45

事務総長は、総会並びにその委員会および小委員会のすべての会合において、事務総長の資格で行動する[22]。事務総長は、それらの会合において事務局の構成員の一人を自己の代理として指名することができる。

規則 46

事務総長は、総会および総会が設置する委員会又は補助機関により要求された職員を提供し、かつ、指揮する。

*事務局の責務*

規則 47

事務局は、総会、その委員会および補助機関[23]の文書、報告および決議を受領し、翻訳し、印刷し、および配布する。事務局は、会合で行われた発言を通訳する。事務局は、会期の議事録を作成し、印刷し、および回覧する[24]。事務局は、総会の記録保管所に文書を保管しおよび適切に保存する。事務局は、総会のすべての文書を国際連合加盟国に配布し、および総会が必要とする他のすべての事業を一般的に遂行する。

*この機構の事業に関する事務総長報告*

規則 48

事務総長は、この機構の事業について総会に年次報告および要求された補足報告を行なわなければならない[22]。事務総長は、会期の開会の少なくとも 45 日前までに年次報告を国際連合加盟国に通報しなければならない。

*憲章第 12 条に基づく通告*

規則 49[25]

**事務総長は、国際の平和及び安全の維持に関する事項で安全保障理事会が取り扱っているものを、その同意を得て、会期ごとに総会に対して通告しなければならない。事務総長は、安全保障理事会がその事項を取り扱うことをやめた場合にも、直ちに、総会又は、総会が開会中でないときは、国際連合加盟国に対して同様に通告しなければならない。**

*事務局に関する規則*

規則 50[26]

総会は、事務局の職員に関する規則を設ける[27]。

## Ⅷ　用語

*公用語および常用語*

規則 51[28]

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語は、総会、総会の委員会および総会の小委員会の公用語および常用語の双方とする。

*通訳*

規則 52[28]

総会の六つの言語のいずれかで行われた発言は、他の五つの言語に通訳されるものとする。

規則 53[28]

代表者は、総会の言語以外の言語で発言を行うことができる。この場合には、その代表者は、総会又は関連委員会の言語の一つに通訳するための用意を自らするものとする。事務局の通訳者による総会又は関連委員会の他の言語への通訳は、最初に行われた言語への通訳に基づくことができる。

*速記録および抄録の用語*

規則 54[28]

速記録および抄録は、できる限りすみやかに総会の言語で作成されるものとする。

*国際連合ジャーナルの用語*

規則 55[28]

総会の会期中、国際連合ジャーナルは総会の言語で発行されるものとする。

*決議および他の文書の用語*

規則 56[28]

すべての決議およびその他の文書は、総会の言語で公表されるものとする。

*総会の言語以外の言語による公表*

規則 57[28]

総会、総会の委員会および総会の小委員会の文書は、総会の決定があったときは、総会又は当該委員会の言語以外の言語で公表されるものとする。

## Ⅸ　記録

*会合の記録および録音*

規則 58[29]

(a) 総会および軍縮・安全保障委員会(第一委員会)の会合の速記録は、事務局により作成され、かつ、議長の承認を受けた後にそれらの機関に提出される。総会は他の主要委員会、補助機関および特別会合・会議の記録の形式を決定することができる。総会のいずれの機関も速記録および抄録の双方を作成する必要はない。

(b) 総会および主要委員会の速記録・録音は、事務局により作成される。同様の記録は、補助機関お

よび特別会合・会議の議事に関しても、そのように各機関が決定した場合に、取られる。

*決議*

規則 59

総会によって採択された決議は、会期終了の後 15 日以内に事務総長が国際連合加盟国に通報する。

## X　総会、総会の委員会および総会の小委員会の公開会合および非公開会合

*一般原則*

規則 60

総会およびその主要委員会の会合は、公開されるものとする。ただし、当該機関が例外的事情によりその会合を非公開とすることを要すると決定する場合は、この限りでない。他の委員会および小委員会の会合も当該機関が別段の決定をしない限り、公開されるものとする。

*非公開会合*

規則 61

非公開会合で行われた総会のすべての決定は、総会の早期の公開会合で公表される。主要委員会、他の委員会および小委員会の各非公開会合の閉会に際し、委員長は、事務総長を通じてコミュニケを発表することができる。

## XI　黙祷又は瞑想の時間

*黙祷又は瞑想への勧誘*

規則 62[30]

総会の各会期の最初の本会議の開会直後および最後の本会議の閉会直前に、議長は、沈黙の一分間を祈祷又は瞑想に捧げるよう各代表を勧誘しなければならない。

## XII　本会議

### 議事の運営

*緊急特別会期*

規則 63[31]

総会は、他の諸規則の規定にかかわらず、かつ、総会が別段の決定をしない限り、緊急特別会期の場合には本会議のみを招集するものとし、また、同会期の開催を要請する際に審議のため提案された議題をあらかじめ一般委員会その他の委員会に付託することなく、直ちにその審議に入るものとする。この緊急特別会期の議長および副議長には、前の会期の議長および副議長として選出された各代表団の長がそれぞれ当たるものとする。

*事務総長の報告*

規則 64

事務総長の報告のいずれかの部分を、討論することなく主要委員会の一つに付託するための提案は、

あらかじめ一般委員会に付託することなく総会が決定する。

*委員会への付託*

規則 65

総会は、別段の決定をしない限り、議事日程中の議題に関し委員会の報告を受領するまでは、当該議題について最終的決定を行ってはならない。

*主要委員会報告の討議*

規則 66[32]

総会本会議における主要委員会の報告についての討議は、本会議に出席しかつ投票する加盟国の少なくとも三分の一がその討議を必要と認める場合に行われるものとする。この旨の提案は、討論することなく直ちに表決に付さなければならない。

*定足数*

規則 67[33]〔108〕

議長は、総会構成国の少なくとも三分の一が出席している場合に、開会を宣言し、討議の進行を認めることができる。決定がなされるためには構成国の過半数の出席を必要とする。

*演説*

規則 68[34]〔109〕

各代表は、総会において、あらかじめ議長の許可を受けることなく演説することはできない。議長は、演説者を、演説の希望を表明した順序で指名するものとする。議長は、演説者の所見が討議中の問題に関連していないときには、演説者の注意を促すことができる。

*優先発言権*

規則 69〔111〕

委員会の委員長および報告者には、その委員会で到達した結論を説明するため優先発言権を与えることができる。

*事務局による陳述*

規則 70〔112〕

事務総長又は事務総長によりその代理として指名された事務局の構成員は、総会で審議中の問題に関し、口頭又は書面によりいつでも総会に対して陳述を行うことができる。

*議事手続に関する緊急の発言*

規則 71[35]〔113〕

代表者は、いかなる事項の討議中にも、議事手続に関する緊急の発言を提起することができる。その動議は、この手続規則に従って直ちに議長が裁定する。代表者は、議長の裁定に対して異議を申し立てることができる。その異議の申立は、直ちに表決に付されるものとし、かつ議長の裁定は、出席しかつ投票する構成国の過半数により無効とされない限り、効力を有するものとする。議事手続に関する緊急

の発言を提起する代表は、討議中の事項の内容について発言することができない。

*演説時間の制限*

規則 72[36]〔114〕

総会は、各演説者に許される時間および、各代表がいずれかの問題について質問できる回数を制限することができる。決定がなされる前に、その制限の提案に賛成する二名の代表および反対する二名の代表が演説できる。討論が制限されており、かつ、代表が割り当てられた時間をこえたときは、議長は、遅滞なくその代表に対し注意を促さなければならない。

*演説者名簿の締切、答弁権*

規則 73[37]〔115〕

議長は、討論の進行中、演説者名簿を発表し、かつ、総会の同意を得て当該名簿の締切を宣言することができる。ただし、議長は、名簿の締切を宣言した後に行われた演説についていずれかの構成国に答弁の権利を与えることが望ましいと認めた場合には、これを与えることができる。

*討論の延期*

規則 74[38]〔116〕

代表者は、いかなる事項の討議中にも、討議中の議題に関する討論の延期を動議することができる。当該動議の提案者のほか、当該動議に賛成する二名の代表および反対する二名の代表が演説できる。その後、当該動議は、直ちに表決に付さなければならない。議長は、本規則に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

*討論の終結*

規則 75[38]〔117〕

代表者は、他の代表者が発言の希望を表明したかどうかを問わず、いつでも討議中の議題に関する討論の終結を動議することができる。討論の終結に関する演説は、終結に反対する二名の発言者に限り許可されるものとする。その後、当該動議は、直ちに表決に付さなければならない。総会が討論の終結に賛成する場合には、議長は、討論の終結を宣言する。議長は、本規則の規定に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

*会合の停止又は延期*

規則 76[38]〔118〕

代表者は、いかなる事項の討議中においても、会合の停止又は延期を動議することができる。その動議は、討論することなく直ちに表決に付さなければならない。議長は、会合の停止又は延期を動議した発言者に許される時間を制限することができる。

*手続上の動議の順序*

規則 77〔119〕

規則 71 に従って、以下に示された動議は、会合に上程されている他のすべての提案又は動議に対し次の順序で優先する。

(a) 会合の停止
(b) 会合の延期
(c) 討議中の議題に関する討論の延期
(d) 討議中の議題に関する討論の終結

*提案および修正*

規則 78[39]〔120〕

提案および修正は、通常書面で提出するものとし、かつ、事務総長に手交するものとする。事務総長は、その写を各代表団に回覧しなければならない。総会のいかなる会合においても、原則として、いかなる提案も、その写が会合の前日までにすべての代表団に回覧されない限り、討議し、又は表決に付してはならない。ただし、議長は、修正又は手続に関する動議については、これらの修正および動議が回覧されていない場合又は当日に回覧された場合にも、それらについての討議および審議を許可することができる。

*権能に関する決定*

規則 79[38]〔121〕

総会が、提出された提案を採択する権能を有するかどうかについての決定を求める動議は、規則 77 の規定に従って、問題とされた提案について投票を行う前に表決に付さなければならない。

*動議の撤回*

規則 80〔122〕

動議は、当該動議が修正されていなければ、その動議について表決が行われるまではいつでも、提案者が撤回することができる。このようにして撤回された動議は、いずれの構成国も再提案することができる。

*提案の再審議*

規則 81〔123〕

提案は、採択され、又は否決された場合には、その会期において再審議することはできない。ただし、総会が出席しかつ投票する構成国の三分の二の多数により再審議することを決定する場合は、この限りでない。再審議の動議に関する演説は、当該動議に反対する二名の発言者に限り許可を与えるものとし、その後、その動議は、直ちに表決に付さなければならない。

表決

*表決権*

規則 82[40]〔124〕

**総会の各構成国は、一個の投票権を有する。**

*三分の二の多数*

規則 83[40]

**重要問題に関する総会の決定は、出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数によって行われる。重**

**要問題には、国際の平和及び安全の維持に関する勧告、安全保障理事会の非常任理事国の選挙、経済社会理事会の理事国の選挙、第 86 条 1C による信託統治理事会の理事国の選挙、新加盟国の国際連合への加盟の承認、加盟国としての権利及び特権の停止、加盟国の除名、信託統治制度の運用に関する問題並びに予算問題が含まれる。**

規則 84[41]

重要問題に関する提案の修正およびその提案の一部で個別的に表決に付されるものについての総会の決定は、出席しかつ投票する構成国の三分の二の多数により行われるものとする。

*単純多数*

規則 85[40]〔125〕

**規則 83 に定める問題以外の問題についての総会の決定は、三分の二の多数によって決定されるべき問題の新たな部類の決定を含めて、出席し且つ投票する構成国の過半数によって行われる。**

*「出席しかつ投票する構成国」という語句の意味*

規則 86〔126〕

この規則の適用上、「出席しかつ投票する構成国」とは、賛成票又は反対票を投じた構成国をいう。投票を棄権した構成国は、投票を行わなかったものとみなす。

*表決の方法*

規則 87[42]〔127〕

(a) 総会は、通常、挙手又は起立により表決を行う。ただし、各代表は、点呼を要請することができる。点呼は、議長がくじ引きで選出した国名の構成国から始めて、構成国の国名の英語のアルファベット順に行われる。点呼の際には、各構成国の国名が読み上げられものとし、かつ、その国の代表の一人が「賛成」、「反対」又は「棄権」と答えるものとする。表決の結果は、構成国の国名の英語のアルファベット順に記録される。

(b) 総会が機械化された方法を用いて投票を行う場合、記録に残らない表決が、挙手又は起立による表決の替わりとなり、記録に残る表決が、点呼表決に替わるものとする。いかなる代表も記録に残る表決を要請できる。記録に残る表決の場合、総会は、代表が別段の要請をしない限り、構成国の点呼をはぶくことができる。ただし、投票結果は、点呼表決と同様の方法で、記録に残される。

*表決の運営*

規則 88[43]〔128〕

いずれの代表も、議長が表決の開始を宣言した後は、表決の実際の運営に関して議事手続に関する緊急の発言を提起する場合を除くほか、表決を中断してはならない。議長は、表決開始前又は表決完了後、構成国に対し各自の投票の説明を許可することができる。ただし、秘密投票によって表決が行われる場合は、この限りでない。議長は、その説明のために許される時間を制限することができる。議長は、提案又は修正の提案者に対しその者の提案又は修正に対する投票の説明を許可してはならない。

*提案および修正の分割*

規則 89[44]〔129〕

代表者は、提案又は修正の各部分を個別に表決に付することを動議することができる。分割の要請に対し異議が申し立てられた場合にも、分割の動議を表決に付するものとする。分割の動議に関する演説は、賛成の演説者二名および反対の演説者二名に限り許可される。分割の動議が通過した場合には、可決された提案又は修正の各部分はその後は全体として表決に付するものとする。提案又は修正の主文のすべてが否決された場合には、その提案又は修正は、全体として否決されたものとみなされる。

*修正の表決*

規則 90[44]〔130〕

提案に対し修正が動議された場合には、まず、その修正を表決に付するものとする。一つの提案に対し二つ以上の修正が動議された場合には、総会は、まず、原案から内容的に最も離れた修正を表決に付するものとし、その後に、次に原案から最も離れた修正を表決に付するものとし、このようにしてすべての修正が表決に付されるまで、引き続き同様に表決を行うものとする。もっとも、一つの修正の採択が必然的に他の修正の否決を意味する場合には、この修正については表決を行わない。一つ以上の修正が採択されたときは、その修正を加えた提案が表決に付される。動議が単に提案の一部に対する追加又は一部の削除若しくは訂正である場合には、その動議は、提案に対する修正とみなされる。

*提案の表決*

規則 91〔131〕

二つ以上の提案が同一の問題に関連する場合には、総会は、別段の決定をしない限り、提案をその提出された順序で表決に付するものとする。総会は、一つの提案について個別に表決を行った後に、次の提案を表決に付するべきかどうかを決定することができる。

*選挙*

規則 92[45]〔103〕

すべての選挙は、秘密投票により行うものとする。指名は行わないものとする。

規則 93〔132〕

一人の人又は一加盟国のみを選挙する場合に、いずれの候補者も第一回の投票において必要な過半数を得なかったときは、最高票数を得た二人の候補者に限定して二回目の投票を行う。この二回目の投票において、得票が同数であり、かつ、過半数が必要とされる場合には、議長は、その候補者のうちいずれかをくじ引きで決定する。三分の二の多数が必要とされる場合には、投票は、一人の候補者が三分の二を獲得するまで、引き続き行われる。ただし、三回目の未完結投票の後は、資格を有するいずれの人又は加盟国に対しても投票することができる。この三回の無制限投票が未完結である場合には、次の三回の投票は、無制限投票の三回目において最高票数を獲得した二人の候補者に限定して行われる。その後の三回の投票は、無制限投票とし、一人の人又は一加盟国が選挙されるまで、引き続き同様に投票を行うものとする。この規定は、規則 143、144、146 および規則 148 の適用を妨げるものではない。

規則 94

選挙によって同時に同一の条件で補充されるべき二以上の議席があるときは、最初の投票において所

要の過半数を獲得した候補者が当選する。その過半数を得た候補者の数が選挙されるべき人又は加盟国の数に満たないときは、残りの議席を補充するため追加投票が行われる。その投票は、前回の投票において最高票数を得た候補者を、補充すべき残りの議席の二倍をこえない数に限定して行われる。ただし、三回目の未完結投票の後は、資格を有するいずれの人又は加盟国に対しても投票することができる。この三回の無制限投票が未完結である場合には、次の三回の投票は、無制限投票の三回目において最高票数を得た候補者を、補充すべき残りの議席の二倍をこえない数に限定して行われる。その後の三回の投票は、無制限投票とし、すべての議席が補充されるまで引き続き同様に投票を行うものとする。この規定は、規則 143、144、146 および規則 148 の規定の適用を妨げるものではない。

*可否同数の表決*

規則 95〔133〕

選挙以外の事項に関し投票が可否同数である場合には、一回目の投票後 48 時間以内に開催される次の会合において二回目の投票を行うものとし、また、その事項に関し二回目の投票を行うことを議事日程に明示しなければならない。この投票においても可否同数であった場合には、当該提案は、否決されたものとみなす。

## XIII　委員会

### 設置、役員、作業日程

*委員会の設置*

規則 96

総会は、その任務の遂行上必要と認める委員会を設置することができる。

*問題の部類*

規則 97[46]

主題と同じ範疇に関係する議題は、主題を扱う委員会または複数の委員会に付託する。委員会は自己の発意に基づいて新たな議題を提出してはならない。

*主要委員会*

規則 98[47]

総会の主要委員会は次の通りである。

(a) 軍縮・国際安全保障委員会(第一委員会)
(b) 特別政治・非植民地化委員会(第四委員会)
(c) 経済財政委員会(第二委員会)
(d) 社会人道文化委員会(第三委員会)
(e) 行政予算委員会(第五委員会)
(f) 法律委員会(第六委員会)

*作業日程*

規則 99[48]

(a) すべての主要委員会は、会期の開会の少なくとも三カ月前までに議長を選挙しなければならない。

その他の役員の選挙は、規則 103 に従って、遅くとも会期の第一週の終わりまでに行われるものとする。

(b) 各主要委員会は、一般委員会の勧告に基づいて総会が決定した会期の閉会日を考慮した上で、その委員会における議題の優先順位を決定し、かつ同委員会に付託された議題の審議を完了するために必要な会合を行わなければならない。委員会は、会期の最初に、可能な場合、作業の終結日時、議題の討議日時および議題ごとの会合の回数を示す作業計画を採択しなければならない。

*加盟国の代表*

規則 100

各加盟国は、各主要委員会および、すべての加盟国がその代表を出す権利を有するよう構成される他の委員会に対し一人の代表を出すことができる。各加盟国は、またこれらの委員会に対し顧問、技術顧問、専門家又は類似の地位を有する者を指名することができる。

規則 101

顧問、技術顧問、専門家又は類似の地位を有する者は、代表団の長の指名により、委員会の構成員として行動することができる。ただし、この地位の者は、代表代理として指名されない限り、委員会の委員長、副委員長若しくは報告者として任命される資格又は総会に出席する資格を有しないものとする。

*小委員会*

規則 102[49]

各委員会は、小委員会を設けることができる。小委員会は、その役員を選挙するものとする。

*役員の選出*

規則 103[50]〔92〕

各主要委員会は、委員長一人、副委員長三人および報告者一人を選挙する。他の委員会の場合は、それぞれ委員長一人、副委員長一人又はそれ以上、報告者一人を選挙する。その役員は、衡平な地理的配分、経験および個人的能力を基礎として選挙しなければならない。これらの選挙は一人の候補者のみが立候補する選挙において、委員会が他の決定をしない限り、選挙は秘密投票で行われるものとする。各候補者の推薦演説は一人に限定されるものとし、その後委員会は直ちに選挙を行うものとする。

*主要委員会の委員長の投票不参加*

規則 104〔37〕

主要委員会の委員長は、投票を行わないものとし、その代表団の他の構成員が、委員長に代わって投票を行う。

*役員の欠席*

規則 105[51]〔32-34〕

委員長は、会合の全期間又は一時欠席する必要を認めるときは、副委員長の一人を自己の代理として任命しなければならない。委員長の代理たる副委員長は、委員長と同一の権限および義務を有する。委員会の役員がその任務を遂行することができなくなった場合には、その残任期間につき、新たな役員が

選出されるものとする。

*委員長の任務*

規則 106[52]〔35〕

委員長は、委員会の各会合の開会および閉会を宣言し、委員会の討議を指導し、この規則の遵守を確保し、発言権を与え、問題を表決に付し、並びに決定を発表する。委員長は、議事手続に関する緊急の発言について裁定し、またこの規則に従って、委員会のいずれの会合においても議事を完全に統制し、かつ会合の秩序の維持に当たる。委員長は、議題の討議中、発言者に許される時間の制限、各代表がいずれかの問題について質問ができる回数の制限、演説者名簿の締切又は討論の終結を委員会に提案することができる。委員長は、また会合の停止若しくは延期又は討議中の議題に関する討論の延期を提案することができる。

規則 107[52]〔36〕

委員長は、その任務の遂行に当たっては、常に委員会の権威に服するものとする。

議事の運営

*定足数*

規則 108[53]〔67〕

委員長は、委員会の構成国の少なくとも四分の一が出席している場合に、会合の開会を宣言し、討議の進行を認めることができる。決定がなされるためには構成国の過半数の出席を必要とする。

*演説*

規則 109[54]〔68〕

代表者は、委員会において、あらかじめ委員長の許可を受けることなく演説することはできない。委員長は、演説者を、演説の希望を表明した順序で指名するものとする。委員長は、演説者の所見が討議中の問題に関連していないときには、演説者の注意を促すことができる。

*祝辞*

規則 110[55]

主要委員会の役員に対する祝辞は、表明してはならない。ただし、すべての役員の選出が終わった後に、前会期の委員長－又は彼が欠席しているときはその国の代表団の一人－が表明することができる。

*優先発言権*

規則 111〔69〕

委員会又は小委員会の委員長および報告者には、その委員会又は小委員会で到達した結論を説明するため優先発言権を与えることができる。

*事務局による陳述*

規則 112〔70〕

事務総長又は事務総長によりその代理として指名された事務局の構成員は、委員会又は小委員会で審

議中の問題に関し、口頭又は書面によりいつでも委員会又は小委員会に対して陳述を行うことができる。

*議事手続に関する緊急の発言*

規則 113[56]〔71〕

代表者は、いかなる事項の討議中にも、議事手続に関する緊急の発言を提起することができる。その動議は、この手続規則に従って直ちに委員長が裁定する。代表者は、委員長の裁定に対して異議を申し立てることができる。その異議の申立は、直ちに表決に付されるものとし、かつ委員長の裁定は、出席しかつ投票する構成国の過半数により無効とされない限り、効力を有するものとする。議事手続に関する緊急の発言を提起する代表は、討議中の事項の内容について発言することができない。

*演説時間の制限*

規則 114[57]〔72〕

委員会は、各演説者に許される時間および、各代表がいずれかの問題について質問できる回数を制限することができる。決定がなされる前に、その制限の提案に賛成する二名の代表および反対する二名の代表が演説できる。討論が制限されており、かつ、代表が割り当てられた時間をこえたときは、委員長は、遅滞なくその代表に対し注意を促さなければならない。

*演説者名簿の締切、答弁権*

規則 115[58]〔73〕

委員長は、討論の進行中、演説者名簿を発表し、かつ、委員会の同意を得て当該名簿の締切を宣言することができる。ただし、委員長は、名簿の締切を宣言した後に行われた演説についていずれかの構成国に答弁の権利を与えることが望ましいと認めた場合には、これを与えることができる。

*討論の延期*

規則 116[59]〔74〕

代表者は、いかなる事項の討議中においても、討議中の議題に関する討論の延期を動議することができる。当該動議の提案者のほか、当該動議に賛成する二名の代表および反対する二名の代表が演説できる。その後、当該動議は、直ちに表決に付さなければならない。委員長は、本規則に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

*討論の終結*

規則 117[59]〔75〕

代表者は、他の代表者が演説の希望を表明したかどうかを問わず、いつでも討議中の議題に関する討論の終結を動議することができる。討論の終結に関する演説は、終結に反対する二名の演説者に限り許可されるものとする。その後、当該動議は、直ちに表決に付さなければならない。委員会が討論の終結に賛成する場合には、委員長は、討論の終結を宣言する。委員長は、本規則の規定に基づき演説者に許される時間を制限することができる。

*会合の停止又は延期*

規則 118[59]〔76〕

代表者は、いかなる事項の討議中においても、会合の停止又は延期を動議することができる。その動議は、討論することなく直ちに表決に付さなければならない。委員長は、会合の停止又は延期を動議した発言者に許される時間を制限することができる。

*手続上の動議の順序*

規則 119〔77〕

規則 113 に従って、以下に示された動議は、会合に上程されている他のすべての提案又は動議に対し次の順序で優先する。

(a) 会合の停止
(b) 会合の延期
(c) 討議中の議題に関する討論の延期
(d) 討議中の議題に関する討論の終結

*提案および修正*

規則 120[60]〔78〕

提案および修正は、通常書面で提出するものとし、かつ、事務総長に手交するものとする。事務総長は、その写を各代表団に回覧しなければならない。委員会のいかなる会合においても、原則として、いかなる提案も、その写が会合の前日までにすべての代表団に回覧されない限り、討議し、又は表決に付してはならない。ただし、委員長は、修正又は手続に関する動議については、これらの修正および動議が回覧されていない場合又は当日に回覧された場合にも、それらについての討議および審議を許可することができる。

*権能に関する決定*

規則 121[61]〔79〕

委員会が、当該委員会に提出された提案を採択する権能を有するかどうかについての決定を求める動議は、規則 119 の規定に従って、問題とされた提案について投票を行う前に表決に付さなければならない。

*動議の撤回*

規則 122〔80〕

動議は、当該動議が修正されていなければ、その動議について表決が行われるまではいつでも、提案者が撤回することができる。このようにして撤回された動議は、いずれの構成国も再提案することができる。

*提案の再審議*

規則 123〔81〕

提案は、採択され、又は否決された場合には、その会期において再審議することはできない。ただし、委員会が出席しかつ投票する構成国の三分の二の多数により再審議することを決定する場合は、この限りでない。再審議の動議に関する演説は、当該動議に反対する二名の演説者に限り許可を与えるものとし、その後、その動議は、直ちに表決に付さなければならない。

## 表決

*表決権*

規則 124〔82〕

委員会の各構成国は、一個の投票権を有する。

*必要な多数*

規則 125〔85〕

委員会における決定は、出席しかつ投票する構成国の過半数により行われる。

*「出席しかつ投票する構成国」という語句の意味*

規則 126〔86〕

この規則の適用上、「出席しかつ投票する構成国」とは、賛成票又は反対票を投じた構成国をいう。投票を棄権した構成国は、投票を行わなかったものとみなす。

*表決の方法*

規則 127[62]〔87〕

(a) 委員会は、通常、挙手又は起立により表決を行う。ただし、各代表は、点呼を要請することができる。点呼は、委員長がくじ引きで選出した国名の構成国から始めて、構成国の国名の英語のアルファベット順に行われる。点呼の際には、各構成国の国名が読み上げられものとし、かつ、その国の代表の一人が「賛成」、「反対」又は「棄権」と答えるものとする。表決の結果は、構成国の国名の英語のアルファベット順に記録される。

(b) 委員会が機械化された方法を用いて投票を行う場合、記録に残らない表決が、挙手又は起立による表決の替わりとなり、記録に残る表決が、点呼表決に替わるものとする。いかなる代表も記録に残る表決を要請できる。記録に残る表決の場合、委員会は、代表が別段の要請をしない限り、構成国の点呼をはぶくことができる。ただし、投票結果は、点呼表決と同様の方法で、記録に残される。

*表決の運営*

規則 128[63]〔88〕

いずれの代表も、委員長が表決の開始を宣言した後は、表決の実際の運営に関して議事手続に関する緊急の発言を提起する場合を除くほか、表決を中断してはならない。委員長は、表決開始前又は表決完了後、構成国に対し各自の投票の説明を許可することができる。ただし、秘密投票によって表決が行われる場合は、この限りでない。委員長は、その説明のために許される時間を制限することができる。委員長は、提案又は修正の提案者に対しその者の提案又は修正に対する投票の説明を許可してはならない。

*提案および修正の分割*

規則 129[64]〔89〕

代表者は、提案又は修正の各部分を個別に表決に付することを動議することができる。分割の要請に対し異議が申し立てられた場合にも、分割の動議を表決に付するものとする。分割の動議に関する演説は、賛成の演説者二名および反対の演説者二名に限り許可される。分割の動議が通過した場合には、可

決された提案又は修正の各部分はその後は全体として表決に付するものとする。提案又は修正の主文のすべてが否決された場合には、その提案又は修正は、全体として否決されたものとみなされる。

*修正の表決*

規則 130[64]〔90〕

提案に対し修正が動議された場合には、まず、その修正を表決に付するものとする。一つの提案に対し二つ以上の修正が動議された場合には、委員会は、まず、原案から内容的に最も離れた修正を表決に付するものとし、その後に、次に原案から最も離れた修正を表決に付するものとし、このようにしてすべての修正が表決に付されるまで、引き続き同様に表決を行うものとする。もっとも、一つの修正の採択が必然的に他の修正の否決を意味する場合には、この修正については表決を行わない。一つ以上の修正が採択されたときは、その修正を加えた提案が表決に付される。動議が単に提案の一部に対する追加又は一部の削除若しくは訂正である場合には、その動議は、提案に対する修正とみなされる。

*提案の表決*

規則 131〔91〕

二以上の提案が同一の問題に関連する場合には、委員会は、別段の限定をしない限り、提案をその提出された順序で表決に付するものとする。委員会は、一つの提案について個別に表決を行った後に、次の提案を表決に付するべきかどうかを決定することができる。

*選挙*

規則 132〔93〕

一人の人又は一加盟国のみを選挙する場合に、いずれの候補者も第一回の投票において必要な過半数を得なかったときは、最高票数を獲得した二人の候補者に限定して二回目の投票を行う。この二回目の投票において、得票が同数であり、かつ、過半数が必要とされる場合には、委員長は、その候補者のうちいずれかをくじ引きで決定する。

*可否同数の表決*

規則 133〔95〕

選挙以外の事項に関し投票が可否同数である場合には、その提案は、否決されたものとみなす。

## XIV　国際連合への新加盟国の加盟承認

*申請書*

規則 134[65]

国際連合の加盟国となることを希望する国は、事務総長に対し申請書を提出しなければならない。この申請書には、その国が憲章に掲げる義務を受諾する旨の正式文書による宣言書を添付しなければならない。

*申請の通告*

規則 135[65]

事務総長は、その申請書の写を総会又は、総会が開会中でないときは国際連合加盟国に対し、情報として送付しなければならない。

*申請書の審議および決定*

規則 136

安全保障理事会が申請国の加盟を勧告する場合には、総会は、その申請国が平和愛好国であり、かつ、憲章に掲げる義務を履行する能力および意思があるかどうかを審議し、また、出席しかつ投票する構成国の三分の二の多数によりその国の加盟申請について決定を行う。

規則 137[65]

安全保障理事会が申請国の加盟を勧告しない場合又はその申請書の審議を延期する場合には、総会は、安全保障理事会のその特別報告を十分審議した上で、将来における審議および勧告又は報告のため、総会における討議の完全な記録とともにその申請書を安全保障理事会に返送することができる。

*決定の通告および加盟の発効日*

規則 138[65]

事務総長は、申請国に対し総会の決定について通知しなければならない。申請が承認された場合には、加盟は、総会がその申請について決定を行った日に効力を生ずる。

## ＸＶ　主要機関への選挙

### 一般規定

*任期*

規則 139

規則 147 に定める場合を除くほか、各理事会の構成国の任期は、総会による選挙の後の 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了する。

*補欠選挙*

規則 140

構成国が任期の満了前にその理事会に属することを中止した場合には、その残任期間について構成国を選出するため、総会の次の会期において別個に補欠選挙を行うものとする。

### 事務総長

*事務総長の任命*

規則 141

安全保障理事会が事務総長の任命に関して勧告を提出したときは、総会は、その勧告を審議し、かつ、非公開会合における秘密投票によりそれを表決に付するものとする。

### 安全保障理事会

*年次選挙*

規則 142[66]

総会は毎年、通常会期の会期中、安全保障理事会の五非常任理事国を二年の任期で選挙する[67]。

*理事国の資格*

規則 143[68]

憲章第 23 条 1 項の規定に従って、安全保障理事国の非常任理事国を選挙するに当たっては、第一に国際の平和および安全の維持とこの機構のその他の目的とに対する国際連合加盟国の貢献に、さらに衡平な地理的配分に特に妥当な考慮が払われなければならない[67]。

*被再選資格*

規則 144[69]

**安全保障理事国の退任理事国は、引き続いて再選される資格がない。**

経済社会理事会

*年次選挙*

規則 145[70]

総会は、毎年通常会期の会期中、経済社会理事会の 18 理事国を三年の任期で選挙する[71]。

*被再選資格*

規則 146[72]

**経済社会理事会の退任理事国は、引き続いて再選される資格がある。**

信託統治理事会

*選挙の場合*

規則 147

憲章第 83 条又は 85 条の規定に従って、信託統治協定が承認され、かつ、国際連合の一加盟国が信託統治地域の施政権者となった場合には、総会は憲章第 86 条の規定に従って信託統治理事会のために必要な一又は二以上の選挙を行わなければならない。通常会期においてかかる選挙によって選ばれた一又は二以上の加盟国は、選挙後直ちに就任し、かつ、規則 139 の規定に従って、その選挙の後の 1 月 1 日に任期を開始したものとして、その任期を終了するものとする。

*任期および被再選資格*

規則 148[73]

信託統治理事会の非施政理事国は、三年の任期で選挙され、かつ、引き続き再選される資格を有する。

*欠員*

規則 149

総会は、各会期ごとに、憲章第 86 条の規定に従って、欠員を補充するため理事国を選挙しなければならない。

国際司法裁判所

*選挙の方法*

規則 150

国際司法裁判所の裁判官の選挙は、裁判所規程に従って行うものとする。

規則 151

国際司法裁判所の裁判官を選挙するため国際司法裁判所規程に従って開催される総会の会合は、補充すべきすべての席に必要な数の候補者が一又は二以上の投票において絶対多数を得るまで続行するものとする。

## XVI　行政上および財政上の問題

### 一般規定

*財政に関する規則*

規則 152

総会は、国際連合の財政に関する規則を設けなければならない[74]。

*経費を伴う決議*

規則 153[75]

経費を伴う決議は、事務総長が作成した経費の見積書を添付しない限り、総会の承認を求めるため委員会が勧告してはならない。事務総長が経費を予想する決議は行政予算委員会(第五委員会)が国際連合の予算の見積に対するその提案の影響について述べる機会を得るまで、総会で表決に付してはならない。

規則 154[75]

事務総長は、総会の承認を求めるため委員会が勧告したすべての決議の見積費用の明細を、すべての委員会に通知しておかなければならない。

### 行政財政問題諮問委員会

*任命*

規則 155[76]

総会は、少なくとも三人の名声ある財政専門家を含む 16 人によって構成される行政財政問題諮問委員会を任命しなければならない。

*構成*

規則 156[77]

行政財政問題諮問委員会の委員は、そのうち二人が同一国の国民であってはならず、かつ、広い地理的代表、個人的能力および経験を基礎として選定されなければならない。また、同委員は、三暦年に対応する三年間務めるものとする。同委員は、輪番で退任し、かつ、再び任命される資格を有する。三人の財政専門家は、同時に退任してはならない。総会は、委員の任期が満了する直前の通常会期において、又は欠員のあるときは次の会計において諮問委員会の委員を任命する。

*任務*

規則 157[78]

行政財政問題諮問委員会は、国際連合の予算の専門的審査について責任を有し、かつ、行政予算委員会(第五委員会)を援助する。同委員会は、各通常会期の開会の際に、次の二年間の予算を審議し、その二年間会計年度予算に関する詳細な報告を総会に提出する。同委員会はまた、国際連合財政規則[79]の具体的条項に基づき、事務総長が行政上の責任を有する国際連合および全ての国際連合機構の会計報告を提出する。同委員会は、総会に代わって、専門機関の行政的予算および専門機関との財政上および予算上の取極に基づく提案を審議する。同委員会は国際連合財政規則の下で、同委員会に課せられることのある他の任務を遂行する。

分担金委員会

*任命*

規則 158[80]

総会は、18 人の委員による専門家からなる分担金委員会を任命する。

*構成*

規則 159[81]

分担金委員会の委員は、そのうち二人が同一国の国民であってはならず、かつ、広い地理的代表、個人的能力および経験を基礎として選定されなければならない。同委員は、また、三暦年に相当する三年間務めるものとする。同委員は、輪番で退任し、かつ、再び任命される資格を有する。総会は、委員の任期の満了する直前の通常会期において、又は欠員のあるときは次の会期において分担金委員会の委員を任命する。

*任務*

規則 160

分担金委員会は、広く支払い能力に従って、この機構の経費を憲章第 17 条 2 項の規定に基づいて加盟国に割り当てることに関し、総会に助言する。割当額の比率は、一度総会によって決定された場合、相対的支払い能力に相当の変動があったことが明らかでない限り、少なくとも三年間は全般的に改められてはならない。分担金委員会は、また、新加盟国に対する分担金の割当、割当の変更に関する加盟国による懇請および憲章第 19 条の適用に関して執られる措置について総会に助言する。

## XVII　総会の補助機関

*設置および手続規則*

規則 161[82]

**総会は、その任務の遂行に必要と認める補助機関を設けることができる**[83]。総会の委員会の手続に関する規則並びに規則 45 および規則 60 は、総会又は補助機関が別段の決定をしない限り、いずれの補助機関の手続にも適用する。

## XVIII　解釈および修正

*イタリック体の見出し*

規則 162

この規則に対するイタリック体の見出しは単に参照の目的のために挿入されたもので、この規則の解釈には無視されるものとする。

*修正の方法*

規則 163[84]

この手続規則は、委員会が修正案に関し報告を行った後、出席しかつ投票する加盟国の過半数が行った総会の決定により修正することができる。

注

1　憲章第 20 条の条文に直接基づく規則。序 46 項および 48 項を参照。
2　序 7 項および 14 項を参照。また、添付資料Ⅳ 4 項を参照。
3　憲章第 20 条の条文に直接基づく規則。
4　序 9 項および 23 項を参照。
5　序 9 項を参照。
6　添付資料Ⅳ 18 項および添付資料Ⅵ 2 項を参照。
7　序 7 項および 25 項を参照。また、添付資料Ⅳ 18 および 24 項を参照。
8　序 9 項を参照。
9　序 7 項を参照。また、添付資料Ⅳ 18 項を参照。
10　添付資料Ⅳ 19-23 項を参照。また、添付資料Ⅵ 1 および 2 項を参照。
11　序 7 項を参照。
12　憲章第 9 条 2 項の条文に直接基づく規則。添付資料Ⅳ 44 項を参照。
13　序 17、18、22、38 および 47(a)項を参照。
14　1978 年 12 月 19 日付の決議 33/138 の添付資料において、総会は次のように決定した。

1. 総会議長の選挙においては、下記の第 4 項で述べられているように、地域間で当該職の適切な地理的ローテーションを設けるべきである。
2. 総会の 21 の副議長は、下記第 3 項に従って、以下の方式で選挙される。
   (a)アフリカ諸国から 6 代表、
   (b)アジア諸国から 5 代表、
   (c)東欧諸国から 1 代表、
   (d)ラテン・アメリカ諸国から 3 代表、
   (e) 西欧その他の諸国から 2 代表、
   (f)安全保障理事会の常任理事国から 5 代表。
3. しかし、総会議長を選出することにより、議長がそこから選ばれる地域に割り当てられる副議長の数が一つ減少することになる。

1994 年 7 月 29 日付の決議 48/264 の添付資料Ⅱ において、総会は決議 33/138 の添付資料第 4 項を以下の文言に置き換えることを決めた。

4. 主要委員会の 6 委員長は、次の方式に従って選挙される。
   (a)アフリカ諸国から 1 代表、
   (b)アジア諸国から 1 代表、
   (c)東欧諸国から 1 代表、

(d)ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、

(e) 西欧その他の諸国から 1 代表、

(f) 6 番目の委員長は、次の方式に従って 20 会期の期間毎にローテーションする。

ⅰ.アフリカ諸国から 1 代表、

ⅱ.アジア諸国から 1 代表、

ⅲ.ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、

ⅳ.アフリカ諸国から 1 代表、

ⅴ.アジア諸国から 1 代表、

ⅵ.アフリカ諸国から 1 代表、

ⅶ.ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、

ⅷ.アジア諸国から 1 代表、

ⅸ.アフリカ諸国から 1 代表、

ⅹ.アジア諸国から 1 代表、

ⅹⅰ.ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、

ⅹⅱ.アフリカ諸国から 1 代表、

ⅹⅲ.アジア諸国から 1 代表、

ⅹⅳ.アフリカ諸国から 1 代表、

ⅹⅴ.ラテン・アメリカおよびカリブ諸国 1 代表、

ⅹⅵ.アジア諸国から 1 代表、

ⅹⅶ.アフリカ諸国から 1 代表、

ⅹⅷ.アジア諸国から 1 代表、

ⅹⅸ.ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、

ⅹⅹ. アフリカ諸国から 1 代表

15 憲章第 21 条第 2 文に直接に基づいた規則。

16 序 17、18、22 および 44 項を参照。

17 序 7 項を参照。また、添付資料Ⅰ 39 項、添付資料Ⅲ (g)項、添付資料Ⅳ 39 および 67 項、添付資料Ⅴ 3 項並びに添付資料Ⅵ 7 項を参照。

18 序 7、15、17、18、22、28 および 44 項を参照。

19 序 15、17 および 30 項を参照。また、添付資料Ⅳ 10 項を参照。

20 序 7 項を参照。また、添付資料Ⅲ (f)項、添付資料Ⅳ 11-14 項、添付資料Ⅴ 1 項、添付資料Ⅵ 4 項並びに添付資料Ⅶ 3 および 6 項を参照。

21 序 7 項を参照。また、添付資料Ⅰ 20 項、添付資料Ⅲ (f)項、添付資料Ⅳ 13 および 14 項、添付資料Ⅴ 2 項、添付資料Ⅵ 4 項並びに添付資料Ⅶ 5 項を参照。

22 憲章第 98 条 2 項の条文に直接基づく規則。

23 添付資料Ⅳ107 項並びに添付資料Ⅴ 25、26 および 28-30 項を参照。

24 添付資料Ⅳ 108 項を参照。

25 憲章第 12 条 2 項の規定そのままの規則

26 憲章第 101 条 1 項の条文に直接基づく規則。

27 国際連合職員規則については、ST/SGB/2007/4 を参照。

28 序 5、27、28、34 および 40 項を参照。

29　序 30 項を参照。また、添付資料Ⅳ 108 項および添付資料Ⅴ 27 項を参照。
30　序 7 項を参照。
31　序 9 項を参照。
32　序 7 項を参照。また、添付資料Ⅴ 15 項を参照。
33　序 30 項を参照。また、添付資料Ⅲ (g)(ⅰ)項、添付資料Ⅳ 67 項および添付資料Ⅵ 7 項を参照。
34　添付資料Ⅲ (g)(ⅱ)項、添付資料Ⅳ 69-71 項および添付資料Ⅴ 17 項を参照。
35　序 7 項を参照。また、添付資料Ⅳ 79 項を参照。
36　序 7 および 30 項を参照。
37　添付資料Ⅳ 46、69、77 および 78 項並びに添付資料Ⅴ 8-11 項を参照。
38　序 7 項を参照。
39　添付資料Ⅳ 87 および 88 項を参照。
40　規則 82、83 および 85 は、憲章第 18 条の三つの項そのままの規則。
41　序 10 項を参照。
42　序 24 項を参照。また、添付資料Ⅳ 84 項および添付資料Ⅶ 2 項を参照。
43　序 7 項を参照。また、添付資料Ⅳ 74-76 項並びに添付資料Ⅴ 6、7 および 11 項を参照。
44　序 7 項を参照。
45　添付資料Ⅴ 16 項を参照。
46　添付資料Ⅰ 22 および 23 項、添付資料Ⅱ 1、19 および 20 項、添付資料Ⅳ 25-28 項、添付資料Ⅴ 4 項、添付資料Ⅵ 3 項並びに添付資料Ⅶ 4 項を参照。
47　序 17、30 および 44 項を参照。また、添付資料Ⅳ 29-38 項を参照。
48　序 7、15、30 および 47 項を参照。また、添付資料Ⅴ 21 および 23 項を参照。
49　添付資料Ⅰ 14 項、添付資料Ⅱ 29 項、添付資料Ⅲ (e)項および添付資料Ⅳ 66 項を参照。
50　序 30 項および 45 項を参照。また、添付資料Ⅳ 40 および 54-57 項並びに添付資料Ⅴ 18-20 項を参照。
51　序 30 項を参照。
52　序 7 項を参照。また、添付資料Ⅰ 39 項、添付資料Ⅲ (g)項、添付資料Ⅳ 39 および 67 項、添付資料Ⅴ 3 および 22 項並びに添付資料Ⅵ 6 および 7 項を参照。
53　序 7 および 30 項を参照。
54　添付資料Ⅲ (g)(ⅱ)項、添付資料Ⅳ 69-71 項および添付資料Ⅵ 6 項を参照。
55　序 30 項を参照。
56　序 7 項を参照。また、添付資料Ⅳ 79 項を参照。
57　序 7 および 30 項を参照。
58　添付資料Ⅳ 69、77 および 78 項、添付資料Ⅴ 8-10 項並びに添付資料Ⅵ 6 項を参照。
59　序 7 項を参照。
60　添付資料Ⅳ 87 および 88 項を参照。
61　添付資料Ⅳ 96 項を参照。
62　序 24 項を参照。また、添付資料Ⅳ 84 および添付資料Ⅶ 2 項を参照。
63　序 7 項を参照。また、添付資料Ⅳ 74-76 項並びに添付資料Ⅴ 6 および 7 項を参照。
64　序 7 項を参照。
65　序 4 項を参照。

66　総会決議 1991A(XVⅢ)によって修正された憲章第 23 条 2 項の条文に直接基づく規則。序 23 項を参照。

67　総会決議 1991A(XVⅢ)第 3 項の下で、総会は、「安全保障理事会の 10 の非常任理事国は、次の態様に従って選ばれる、

(a) アフリカおよびアジア諸国から 5 カ国、

(b) 東欧諸国から 1 カ国、

(c) ラテン・アメリカ諸国から 2 カ国、

(d) 西欧およびその他の諸国から 2 カ国」

と決定した。

68　憲章第 23 条 1 項の条文に直接基づく規則。

69　憲章第 23 条 2 項最終文の文そのままの規則

70　総会決議 2847(XXVI)によって修正された憲章第 61 条 2 項の条文に直接基づく規則。序 23 および 32 項を参照。

71　総会決議 2847(XXVI)第 4 項の下で、総会は、「経済社会理事会の理事国は、次の方式に従って選ばれる、

(a) アフリカ諸国から 14 カ国、

(b) アジア諸国から 11 カ国、

(c) ラテン・アメリカ諸国から 10 カ国、

(d) 西欧およびその他の諸国から 13 カ国、

(e) 東欧の社会主義諸国から 6 カ国」

と決定した。

72　憲章第 61 条 2 項最終文の文そのままの規則。

73　憲章第 86 条 1 項 c の条文に直接基づく規則。

74　国際連合財政規則については、ST/SGB/2003/7 を参照。

75　添付資料Ⅳ 97 および 98 項並びに添付資料Ⅴ 12 および 13 項を参照。

76　序 19、31 および 36 項を参照。

77　序 19 および 36 項を参照。

78　序 36 項を参照。

79　ST/SGB/2003/7。

80　序 26、33 および 35 項を参照。

81　序 37 項を参照。

82　添付資料Ⅵ 11 項および添付資料Ⅶ 7 項を参照。

83　憲章第 22 条の規定そのままの文言。

84　添付資料Ⅱ　1 項(c)を参照。

添付資料Ⅰ[a]

## 総会により承認された国連総会の作業方法および手続に関する特別委員会の勧告および提案[b]

全加盟国の政府代表により交渉される国際条約の総会による審議

13. 特別委員会は、過去において国連総会の主要委員会が国際条約の本文を逐条ごとに詳細な審議を行うための数多くの会議に特に時間を当ててきたと判断する。このことは、全加盟国が出席している国際会議で作成された条約の本文を扱う場合でさえもである。これとの関連で、主要委員会は、まさにその規模からして、条約の草案を作成するのに特に適しておらず、条約の詳細な検討を託された時には、しばしば主要委員会が責任を有する他の問題を扱う十分な時間がなくなることを経験が示していると指摘できる

特別委員会は、国連総会が条約の発議者となる重要性を認識する。国連総会の権威と国際世論において有するその討論の強い影響力は、多くの場合、国際的な協力のために用いられるべきであると信ずる。それゆえ、国連総会が必要な行動を保持することを支持する。

それゆえ、特別委員会は、条約が国際連合の加盟国が招聘されている国際会議で交渉され、そして、個人的資格で行動する専門家のみではなく政府の代表により代表されている場合、そして、その後討議のため国連総会に提出される場合には、総会が更なる詳細な検討を行わず、一般的な方法で議論し、また総会に提出された原案に関する一般的な見解を述べるにとどめるべきであると勧告することにとどめる。そのような討論の後、国連総会は、望ましいと判断されれば、国際会議が到達した結論を採択し、その条約を加盟国が受諾または批准するようを勧告する。

この手続は、憲章第 65 条４項の下で、経済社会理事会により招集された全加盟国が参加する会議の結果国連総会に提出された条約についても、とくに適用し得る。

### 専門家または加盟国の全てが参加したのではない会議が準備した国際条約案の国連総会による審議

14. さらに、国連総会が、国家を代表していない専門家のグループまたは国際連合の全加盟国が参加を招請されたのではない会議が準備した条約案を審議するよう提案された場合には、一般委員会および国連総会が、主要委員会の一つ、とりわけ法務委員会が、会期中にこれらの条約案を詳細に検討する十分な時間があるかどうか、また、会期中にこの検討を行うためのアド・ホック委員会を設けることが可能かどうかを決定することを提言する。

このことが可能でない場合には、特別委員会は、国連総会が、提案された条約案の基本原則に関する一般討論の後、またはそれをせずに、会期と会期の間に会合するアド・ホック委員会の設置を決定すべきであると勧告する。あるいは、国連総会は、その二つの会期の間に、条約を検討し、交渉し、草案を作成し、可能であれば署名するための全権代表の会議を招集することを決定することもできる。全権代表の会議は、受諾または批准のために政府に対して直接条約案を送付する権能を、国連総会により与えられうる。またこの場合、国連総会は、その後の会期において、会議の成果である条約案に関する一般的意見を表明し、加盟国に対してその受諾または批准を勧告しうる。

条約の文案については、特別委員会は、小規模な起草委員会を、可能な時はいつでも、用いることを強く勧告する。

一般委員会および主要委員会の会合

20. 一般委員会の頻繁な会合が、本会議や委員会会合の作業を遅延させないようにするために、一般委員会は、必要な時はいつでも、本会議または主要委員会と同時に、会合できるようにすることが望ましいと特別委員会は、指摘する。（そのような場合には、副議長の一人が本会議の議長職を勤め、副委員長が主要委員会会合の委員長に置き換わる。）

特別委員会は、また、会期開始時の時間を節約するため、主要委員会は、一般討論が終了するまでその作業の開始を待つべきではない、と考える。

主要委員会への議題の割振り

22. 過去において、主要委員会は、長期間の審議を必要とする議題を、他よりも多く、割り振られてきた。このことは、特に、第一委員会についてあてはまる。しかしながら、特別委員会は、国連総会の第三会期中において、「主題と同じ範疇に関係する議題は、主題を扱う委員会または複数の委員会に付託するものとする」という規則 89[e] に規定されている原則に対する例外が生じたことを指摘する。

特別委員会は、委員会に対する議題の割振りは、より厳格でない方法によることとし、二以上の委員会の権能内にあると考えられる問題は、議題に関して負担が軽い委員会に、なるべくなら、付託されるべきであると考える。

主要委員会への事前の付託なしに本会議で行われる議題の審議

23. 主要委員会に与えられた作業を軽減するもう一つの方法は、委員会への前段階としての付託なしに、主要委員会の権限の範囲内にある特定の問題を、本会議で直接審議することである。この手続は、さらに、著しく広がった議論の繰り返しを減らすという大いなる利点がある。

この方法で節約される時間の総量は、とくに、主要委員会と本会議が同時に開催されるならば、相当なものとなると考えられる。

主要委員会が本会議と同じ時に会合できない場合は、委員会が会合していないという事実により、他の主要委員会がその代わりに会合することが可能となる。

本会議における議案の審議は、代表団の指導者の出席や。より厳粛で世間の注目を集めるという利益があるだろう。とくに会合の速記録の配布という、国際連合本会議にかかる若干高い経費は、会期の期間がより短くなることにより疑いもなく埋め合わせされるだろう。

一般委員会は、どの議題がこの方法で扱われるかを、国連総会に提案する責任を有している。特別委員会は、この方法が、将来の会期において、実験的に実施されるべきことを勧告する。

この手続は、ある種の議案、とくに、その中味が、前の会期で総会により審議された議題のように加盟国にとってすでになじみ深いか非加盟国の代表の出席や証言の聴取を必要としないものに適している、というのが特別委員会の意見である。

国連総会の議長、委員会の委員長および事務局の役割

39. ここで、特別委員会は、国連総会の議長および委員会の委員長の役割の重要性について今一度強調

しておきたい。手続が順調に進展するためには、議長や委員長の能力、権威、機転および不偏性、少数者および多数者双方の権利に対する配慮、および手続規則に精通していることが、とく大きな意味をもつ。国連総会または委員会は、それぞれに、自らの手続を推進する主体である。しかしながら、委員長の特別な任務は、全加盟国の最善の利益のために、その機関の議事を主導することである。

特別委員会は、その重要な機能を履行することにおいて委員長を助けるために可能な全ての事が、なされるべきである、と考える。国連総会の議長および一般委員会は、助言を通して、委員会の委員長を援助すべきである。事務総長は、彼（女）の経験と権威の全てを、委員長のために生かすべきである。

特別委員会は、国連総会と委員会で日々生じる手続的な問題を徹底的に検討するために、事務総長執行補佐官の司会の下で、委員会の書記が毎日会合を行うという事務局の非常に有益な実行、を指摘できてうれしい。さらに特別委員会は、従来通り、委員長または委員会が、その業務の実施または手続規則の解釈に必要とされる助言を、与えるために、事務局から法律顧問が出席することの価値を、強調する。

注

a　国連総会は、1949 年 10 月 22 日の決議 362（Ⅳ）により、1949 年 4 月 29 日の決議 271（Ⅲ）の下で設立された国連総会の作業方法および手続に関する特別委員会の多数の勧告および提案を承認した。国連総会は、これらの勧告および提案は、「国連総会およびその委員会による審議に値する」と考え、事務総長に、「一般委員会および国連総会における加盟国の代表が利用しやすい形式で、上記勧告および提案を具体化した書類を準備するよう」要請した。この要請に基づいて、決議 362（Ⅳ）の添付書類Ⅱで公表されている特別委員会の勧告および提案は、本付属書に再録する。

b 項目番号は、特別委員会の報告書の項目番号に対応する。報告書の全文は、the *Official Records of the General Assembly, Fourth Session, Supplement No.12*(A/937)にある。副題および注釈は、参照し易いよう事務局が挿入したものである。

c　現行手続規則の規則 97 である。

添付資料Ⅱ[a]

法律的および草案作成上の問題を扱う国連総会の作業方法および手続[b]

第1部

国連総会の勧告

国連総会は

1．勧告する：

(a) いずれかの委員会が、国際司法裁判所の勧告的意見を求めるよう国連総会に勧告しようとする時はいつでも、委員会の適切な審議段階において、その問題を、法律的側面および要請の草案作成についての助言を求めて第六委員会に付託することができ、または、関係する委員会は、問題が第六委員会とその委員会との合同委員会で審議されるべきことを提案することができる。

(b) いずれかの委員会が、国際法委員会に問題を付託することを国連総会に勧告しようとする時はいつでも、委員会は、適切な審議段階において、そのような付託の当否およびその草案作成に関して第六委員会と協議することができる。

(c) いずれかの委員会が、国連総会の手続規則のなんらかの修正を国連総会が採択するよう勧告しようとする時はいつでも、問題を、委員会の適切な審議段階において、そのような修正および何らかの必要な修正の草案作成に関して助言を求めて第六委員会に付託するものとする。

(d) 委員会が問題の法的側面が重要であると判断する時は、委員会は、第六委員会に法的助言を求めて付託するか、問題を第六委員会とその委員会との合同委員会で審議されるべきことを提案しなければならない。

第2部

法律的および草案作成上の問題を扱う国連総会の作業方法および手続の審議のための特別委員会の報告書の抜粋

主要委員会への議事日程の割当

19　これらの問題の最初のもの〔つまり、各会期の始まりに国連総会が行う主要委員会に対する議事日程の割当〕に関して、特別委員会は、国連総会の手続規則の規則 97 が「主題と同じ範疇に関係する議題は、主題を扱う委員会又は複数の委員会に付託されるものとする」と規定することを想起した。また、1949 年 10 月 22 日の決議 362（Ⅳ）で国連総会により承認され、手続規則に付加された作業方法および手続に関する特別委員会の勧告が、「二以上の委員会の権限内にあると考えられる問題は、議題数の少ない委員会に、なるべくなら、付託されるべきである」と規定していることを指摘した。

20. これらの規定に鑑みれば、特別委員会は、各会期の初めに議事日程の割当に関する公式な勧告を行う必要はないと判断した。また特別委員会は、一般委員会が、議事日程の割当に関して国連総会に勧告を為す際に、手続規則の規則 99[c] に法律委員会として規定されている第六委員会の任務を念頭に置いていると確信していた。

## 複数要素から成る法的文書の草案作成

29. 討議の中で、〔国際条約や裁判廷の地位などのような複雑な要素から成る法的文書の草案作成の問題について〕、1949 年 10 月 22 日の決議 362（Ⅳ）で国連総会により承認され、手続規則に付加された[d]その報告書の第 13 項および第 14 項で、作業方法および手続に関する特別委員会が条約の草案作成に関するある種の勧告を為し、「法的文案については、特別委員会は、小規模な起草委員会を、可能な時はいつでも、用いることを強く勧告する。」と結論づけたことを指摘した。

30. 特別委員会は、これらの勧告に完全に賛同し、国連総会によるこれまでの見解を考えると、このテーマについて新しい規定を採択する必要はないと考えた。しかしながら、特別委員会は、その点が報告書で再確認されることが望ましいと判断した。そのような理解に基づき、連合王国は同国の提案を撤回した[e]。

## 国連総会決議の草案作成

35. 上記の提案[f]に加えて、連合王国は、実行可能な限り、草案作成の共通方法を確立し、また、一般的に、決議の草案作成が様式、形式および専門用語の使い方の観点から問題がないことを確保するため、委員会の報告者と事務局の担当者との定期的な会合を定める草案(A/AC.60/L22)を提出した。

36. 報告者の定期的な会合を計画することには、実行上の困難があることが指摘された。特別委員会は、その点については公式の勧告をしないことを決定したが、それにもかかわらず、委員会は、連合王国の提案に記述された目的のために、種々の報告者と事務局の職員とに間に、随時、非公式な協議が行われることが望ましいと信ずる。

## 国連総会決議 362（Ⅳ）の下での事務総長の報告書

37. 連合王国は、事務総長が、総会やその委員会が年間に達成した成果の範囲を記述する特別委員会が扱う問題に関する年次報告書を国連総会に与えることを要請されるべきことを提案する、また、目的の実現や、作業方法および手続に関する適切な調整や改善を提案する議案（A/AC.60/L.23)を提出した。

38. 討議の中で、事務総長の代表は、1949 年 10 月 22 日の決議 362（Ⅳ）の第 6 項で、国連総会が事務総長に「国連総会およびその委員会の作業方法および手続の改善のため、適切な研究を行い、また、彼が適切だと考える時に、適切な提案を提出すること」を要請していたことを想起した。委員会は、事務総長が総会の手続及び作業方法を改善することに十分関与しており、このテーマについて報告を要請する新しい決議の必要性はないことを指摘した。

39. 特別委員会は、連合王国の提案がカバーする諸点は、決議 362（Ⅳ）の下での事務総長の報告書に、必要な場合には、含まれうることに同意した。そのような報告書は、適切な時に、適度な間隔で、提出されるべきである。その結果、連合王国の提案は撤回され、委員会はこのテーマについて公式の勧告をしなかった。

注

a 1962 年 11 月 6 日の決議 684（Ⅶ）により、国連総会は、1951 年 12 月 20 日の決議 597（Ⅵ）の下で設立された、法律的および草案の問題を扱う国連総会の作業方法および手続の審議のための特別委員会の報告書を吟味して、この主題に関するある種の勧告を採択し、これらの勧告の文言が「国連総会の手続規則に添付書類として組み込まれるものとする」ことを指示した。決議はさらに「当該添付書類はまた、特別委員会の報告書の第 19、20、29、30、35、36、37、38 および 39 項を、そのまま載録するものとする」と規定した（*Official Records of the General Assembly, Seventh Session, Annexes,* agenda item 53, document A/2174）。それ故、国連総会の前述の勧告の本文は、本添付書類の第 1 部に、特別委員会の報告書の特定の条項の勧告は、第 2 部に再録されている。

b 項番号は、特別委員会の報告書の項に当てはまる。副題およびカギ括弧の中の言葉ならびに脚注は、参照の便のため事務局により挿入されたものである。

c 現手続規則の規則 98 である。

d 添付書類 I を見よ。

e この提案(A/AC.604/L.18)は、次のように規定する。

「原則として、以下の種類のあらゆる条項、本文若しくは文書の草案作成は、法的権限を有する専門家の委員会によって実施または適当な段階で再吟味されなければならない。

(a) 国連総会による採択のための規則

(b) 国連総会により以後設立される補助機関又は裁判廷の要件、任務および権限

(c) 国連総会の下で作成され総会によって実施される条約、宣言、協定または同様の国際的文書、(国際連合が国際機構として当事者となる協定および文書を含む)」

f エル・サルバドルの提案(A/AC.60/L.20)は、連合王国(A/AC.60/L.21)、ベルギーおよびエジプトの修正が盛り込まれた修正案（A/AC.60/L.20/Rev.1)が出されたために撤回された。以下の言葉で表現されるこの修正案は、国連総会に対する特別委員会の勧告に含まれた。

「(e) 通常、委員会の委員長は、適当な時に、副委員長や報告者に議事進行目的のために加わり、事務局の担当者と協議して、様式、形式および専門用語の使い方の観点から決議案を吟味し、また、適当な場合には、必要な変更を、委員会に提案することを求める。」

添付資料Ⅲ

国連総会の作業方法の改善に関するアド・ホック委員会の勧告[a]を採択した決議 1898（ⅩⅧ）

国連総会は

総会の作業方法に関する 1962 年 4 月 26 日の覚書[b]において、国連総会の第 16 回会期議長により取られたイニシアティブを感謝しつつ想起し

国連総会は作業方法の改善に関するアド・ホック委員会を設立する 1962 年 10 月 30 日の総会決定および委員会の継続を決定した 1962 年 12 月 19 日の総会決議 1845（ⅩⅦ）を想起し、

上記決議に従ってアド・ホック委員会が提出した報告書を審議し[c]、

国連総会における状況の変化、とりわけ最近の加盟国数の増加、に総会の作業方法を適応させる必要を認識し、

しかしながら、国際連合憲章および総会の手続規則の下で、国連総会が利用とりうる行動を狭めることを回避することに関心をもち、

国連総会の作業は効率的かつ可能な限り迅速に実行されるべきであり、また、極めて例外的な場合を除けば、通常会期の期間は 13 週を超えるべきではないというのが機構および加盟国の利益であると確信し、

国連総会の作業方法の改善に関するアド・ホック委員会の報告書に含まれた見解に留意し、同委員会が提出した勧告、とりわけ以下に規定するものを承認する。

(a) 国連総会議長は、一般討論が規律正しくかつ規則通りの方法で進行することを確保するためのあらゆる努力をしなければならず、また、総会の同意を得て、適切な時点で発言者名簿を締め切らなければならない。

(b) 第一委員会を除く全ての主要委員会は、国連総会により付託された議事日程の議題を受領してから 2 就業日以内に作業を始めなければならない。

(c) 第一委員会は、その作業の準備をするため可及的速やかに会合し、委員会に割り当てられた議題の審議の順番を決定し、その議題の計画的な審議を始めなければならない。会期の始めにおいて、一般討論が中断した時に、そのような会合を開くことができる。その後に、本会議は一日のうちのある部分で開催され、その他の部分は、第一委員会のために残される。このようにして、委員会は会期が始まった後すぐにその通常作業を進めることができる。

(d) 各主要委員会は、可及的速やかに、委員会に割り当てられた様々な議題を審議するおおよその日数、および、一般委員会が適切と考える時には、主要委員会がその活動を終了すべき日数に関する勧告を含む関連するとみられる勧告を一般委員会に可能とするために、この計画は一般委員会に送られるという理解に基づいたその作業の終了を申し出る日を含む、その作業計画を策定しなければならない。

(e) 各主要委員会は、アド・ホック委員会の報告書[d]の第 29 項から 32 項に言及された状況において、その作業を促進する目的のために、少数の公平な代表による小委員会または作業部会の設置を考慮しなければならない。

(f) 一般委員会は、手続規則の規則 40、41、42 の下でのその任務を遂行しなければならず、また、とりわけ、特定の日に会期を終了することを促進するような方法で総会およびその委員会の作業を促進するための適切な勧告をしなければならない。この目的のために、一般委員会は少なくと

も三週間毎に一回会合しなければならない。

(g) 議長職を務める者は、手続規則により与えられている資源を活用し、国連総会の作業を促進するために、規則 35 および 108[e] のもとの権限を行使しなければならない。その主旨で、彼らは、以下のことを行う。

（ｉ）予定時刻に会議を開始すること。

（ii）代表者に、発言者名簿に記載された順番での発言を促し、その通りにならなかった発言者は、他の代表との順番の交換をしない限り、通常、名簿の最後に置かれる。

（iii）反論権、投票説明および議事手続に関する緊急発言の適切な権利の行使を確保するように手続規則を適用すること。

注

[a] 1963 年 11 月 11 日の、国連総会第 1256 回本会議で採択された。

[b] *Official Records of the General Assembly, Seventeenth Session, Annexes,* agenda item 86, document A/5123

[c] Ibid., *Eighteenth Session, Annexes,* agenda item 25, document A/5423

[d] これらの各項は以下の通りである。

29. 国際連合の加盟国数の増加は、100 以上の代表団が出席し、その大部分が主要委員会の討論に参加することが頻繁に生ずるという状況を作り出してきた。そのような多数の代表団の出席が実行上の困難を生じさせるものではないが、政府の立場に関する発言が為される場合、具体的な論点を議論することをより困難にしており、異なる考えや草案や修正案に関する見解の迅速な交換を難しくしている。委員会は、多くの場合、委員会による議事日程議題の検討が、可及的速やかに、特に見解の主要論点が表明されている時、委員長又は一人もしくは数名の委員の発案で、委員会が手続規則の 104（現在は 102）に従って（本会議の場合は 98（現在の 96））、小委員会または作業部会の設立を決定しているならば、審議は促進されることになるだろうという意見である。この手続は、審議中の問題について一般的な合意があるが、詳細な論点について合意がない時に、特に有益であろう。

30. アド・ホック委員会は、これとの関係で、国連総会の初期の会期において、小委員会と作業部会の頻繁な使用が為されたこと、および、それらが重要な国際文書の形成において、また、困難な政治的問題の解決（一例は、イタリアの前植民地の将来の地位を扱う小委員会である）において国際連合の組織構造を今日規律する文書の準備において、国連総会に対する有力な手段となったことを想起する。1947 年まで戻れば、手続および組織に関する委員会の報告書は、この主題に関して、以下のように表明していた。

「主要委員会は、その作業の早期の段階で、同委員会の作業が小委員会の設置により促進される方法を、慎重に審議すべきである。もちろん、この問題に関する不動の規則を採択することは不可能である。委員会の全体会合における討論が、討議のもとの問題について一般的な合意はあるが、詳細な論点について合意がないことを示していたならば、主要委員会の決議を用意する小規模の起草委員会を設立することが望ましいことは、明白であろう。実質的な不一致がない技術的問題は、可能な限り迅速に小委員会に付託されるべきである。ある事例においては、小委員会の作業は、非公式の、また場合によっては、非公開の作業により促進されるであろう。」（A/388, 第 21 項）

31. 多くの場合、小委員会又は作業部会は、議事日程の議題に強い関心を有する国の代表で構成され、特に討議中の問題に専門性を有する代表、および小委員会または作業部会を、一般的、地域的および政治的に代表するよう選ばれた代表により構成される。

32. これらの委員会は、状況によって、公開もしくは非公開のいずれかで会合することができ、また公式または非公式に問題を討議することができる。委員会の任務は、議題に主要な関心のある者による意見交換を可能にすることであり、それにより、それの後の合意および妥協的解決を促進することである。委員会は、決議案または少なくとも代替的解決案を準備できる。委員会は、その結論を発表し、また、その委員会を設立した親委員会に必要な説明を行う報告者を任命することができる。親委員会は、それ自身が、最終的な決定を下す完全な自由を有するが、問題のあらゆる側面に厳密な吟味が与えられているので、疑いもなく、実質および時間の双方に関して大いに促進され、したがってそれ自身の作業を簡素化できるだろう。それはまた、小委員会または作業部会がその任務を遂行する間に、親委員会が、しばしばその議事日程に関する他の議題を審議することを可能とするであろう。

[e] 手続規則の規則 106 である。

添付資料IV[a]

国連総会の手続および組織の合理化に関する委員会の結論

内　　容　　項


Ⅰ．特別委員会の任務……１－２

Ⅱ．会期の一般的構成

Ａ．　開始日時……３

Ｂ．　会期の開催期間……４－５

Ｃ．　残余会期……６

Ⅲ．一般委員会

Ａ．一般委員会の構成……７－10

１．構成国の増加……７－８

２．個人的資格で選出された一般委員会の構成員の欠席……９－10

Ｂ．一般委員会の任務……11－14

１．一般委員会の役割の重要性……11

２．議事日程の採択および議題の割当……12

３．国連総会の作業計画……13－14

Ｃ．一般委員会の活動の促進方法……15－16

１．準備会合……15

２．補助機関……16

Ⅳ．議事日程

Ａ．暫定議事日程の提示および事前審議……17－18

Ｂ．議事日程議題数の削減……19－24

１．議題に含まれないもの……19

２．２年以上にわたる議題の重複を回避することおよび関連議題のグループ化……20－21

３．他の機関への付託……22－23

４．特定の追加議題の不受理……24

Ｃ．議事日程議題の割当……25－28

１．主要委員会間の作業の割り振り……25－27

２．２以上の委員会への特定議題の不付託……28

Ⅴ．主要委員会の作業計画

Ａ．個々の委員会の任務……29－38

１．第一委員会……32－33

２．特別政治委員会……34－35

３．第二委員会……36

４．第三委員会……37

５．委員会間の権能の抵触……38

Ｂ．議長職の役割……39－41

Ｃ．副議長の員数……42

Ｄ．委員会の報告書……43

Ⅵ. 利用時間の最大活用
Ａ．本会議……44－53
１．一般討論……44－49
(a)　頻度……44
(b)　会議の計画……45－46
（ｉ）一般討論の期間……45
（ⅱ）演説者名簿の締切……46
(c)　演説時間……47－48
(d)　演説原稿の提出……49
２．委員会で既に審議された議題についての討論……50
３．演壇の不使用……51
４．主要委員会の報告の発表……52-53
Ｂ．主要委員会……54-66
１．役職者の指名……54-57
２．活動の開始……58-59
３．活動の経過……60
４．委員会における一般討論……61-64
５．複数議事日程議題の同時並行審議……65
６．小委員会若しくは作業部会の設置……66
Ｃ．本会議および主要委員会双方に適用可能な措置……67-86
１．予定時間での会議の開始……67-68
２．演説者名簿……69-71
３．演説時間又は演説者数の制限……72-73
４．投票理由の説明……74-76
５．答弁権……77-78
６．議事手続に関する緊急の発言……79
７．祝辞……80-81
８．弔辞……82-83
９．点呼投票……84
10．電子装置……85-86
Ⅶ　決議
Ａ．決議案の提出……87-94
１．決議案の提出日……87-88
２．書面による決議案の提出……89
３．協議会……90-91
４．発議者数……92-93
５．決議案の提出から審議までの期間……94
Ｂ．決議の主題……95-96
Ｃ．財政に対する影響……97-100
１．財政的統制……97-98

２．行政財政問題諮問委員会の活動……99
３．新機関設立決議……100
D．投票手続……101-104
１．多数決要件……101-102
２．手続をはかどらせるための措置……103
３．コンセンサス……104
E．決議数の削減……105
Ⅷ．文書作製
A．文書作製量の削減……106
B．文書の準備および配布……107
C．会議の記録および録音……108
Ⅸ．国連総会の補助機関
A．機関数の削減……109-110
B．機関の構成……111-114
C．会議の日程表……115
Ⅹ．その他の問題
A．代表団の委任状……116
B．事務総長の役割……117
C．事務局……118
D．国連総会手続および議長役職者への支援に関する指針……119-125
１．手続に関する手引書の準備……119
２．国際連合諸機関の実行の蓄積……120
３．国連総会の手続規則に関する実行の蓄積の準備……121
４．従前の諸勧告の注意点……122-123
５．手続事項における支援……124-125
E．手続規則の研究……126-128
F．特別訓練プログラム……129
G．地域的集団……130

## Ⅰ．特別委員会の任務

１．特別委員会の委員は、特別委員会および国連総会の手続と組織の再検討に責任を有する様々な委員会の勧告にしかるべき考慮を払って、現在の手続規則は概ね満足すべきものであり、その改善は手続規則の改正ではなく現在の規則のより良い適用を通して行うことに合意した〔特別委員会報告書[b]第12項〕。

２．特別委員会は、更に、国連総会の手続と組織を時々再検討することが望ましいと考えた〔第13項〕。

## Ⅱ．会期の一般的構成

### A．　開始日時

３．会期の開始のために決まっている日時の変更を希望しないというのが特別委員会の意見である〔第18項〕。

### B．　会期の開催期間

4．加盟国数の顕著な増加にもかかわらず、通常会期のために平均 13 週間を維持することが可能だったことに留意しつつ、この期間は変更されるべきでないことおよび、いずれにせよ、会期はクリスマス前に終了すべきことというのが特別委員会の見解である〔第 22 項〕。

5．特別委員会は、会期は二つの部分に分けられるべきであるとする提案を支持しない。会期は理論的に１年を通して続くべきであるとか２カ月の主要な活動期間の後は単に休会すべきだという提案も同様に特別委員会は支持しない〔第 23 項〕。

C． 残余会期

6．特別委員会は、「残余会期」と呼ばれている国連総会の短い会議は、特定の行政的又は所定の問題の討議のために４月の終わり頃代表団の長レベルで開かれるという提案を支持しない〔第 24 項〕。

## Ⅲ．一般委員会

### A．一般委員会の構成

#### １．構成国の増加

7．特別委員会は、一般委員会の現在の構成国を維持するか増加するかの問題についていかなる行動も取らないことを決定する〔第 31 項〕。

8．更に、信任状委員会の委員長が一般委員会の活動に参加する権限を与えられるべきだと特別委員会は提案しない〔第 33 項〕。

#### ２．個人的資格で選出された一般委員会の構成員の欠席

9．特別委員会は、主要委員会の委員長または副委員長が一般委員会の会議に出席できない際に生じる問題は、国連総会が主要委員会の副委員長の数を増加することを決定すれば、大部分は解決できるだろうと、考える。〔第 36 項〕

10. 特別委員会は、国連総会がそのような決定をした場合、主要委員会の委員長は、その代役として副委員長を指名する際に、一般委員会の性格の性質や特徴を考慮すべきであるとも、考える。〔第 37 項〕

### B．一般委員会の任務

#### １．一般委員会の役割の重要性

11. 特別委員会は、一般委員会が、手続規則により与えられた任務を考慮して、国連総会の合理的な組織および手続の一般的運営を向上させることにおいて主要な役割を果たすべきことと考える。一般委員会は、その作業の一般的運営において総会を支援する目的で、手続規則の規則 40、41 および 42 のもとで一般委員会に与えられた任務を完全かつ効果的に履行すべきであるというのが特別委員会の考えである〔第 41 項〕。

#### ２．議事日程の採択および議題の割当

12. 特別委員会は、手続規則により同委員会に与えられた任務の枠組内で、また、議題の内容の議論に関して規則 40 に規定されている制限にしたがって、一般委員会が、仮議事日程を補足表および追加議題の掲載要求をより注意深く検討し、かつ、各議題に関し議事日程にそれを掲載すること、その掲載の要求を拒否することまたは将来の会期の仮議事日程にそれを掲載することについて、勧告すること、ならびに議事日程に規定されているすべての議題を会期の終了までに仕上げることができることを確実にする目的で、手続規則の規則 99 および 101[c] に関する主要委員会へ議題を割り当てる任務を十分かつ一貫して実行すべきこと、を勧告する[第 45 項]。

#### ３．国連総会の作業計画

13. 特別委員会は、一般委員会は三週間毎に少なくとも一回会合すべきであるとの、国連総会決議 1898（ＸⅧ）[d] の(f)項の勧告を想起する。特別委員会は、勧告が遵守されてこなかったことに留意し、一

般委員会が、本会議および主要委員会の通常の会合予定を妨害することなしに、手続規則の規則 42 に従って、より頻繁な会合をもつことができることを希望する。〔第 49 項〕

14. 特別委員会はまた、手続規則の規則 41 および 42 により与えられている職務の執行においてまた政治的問題の決定に関する規則 41 に規定されている制限に従って、一般委員会は、国連総会および主要委員会の進展を再検討すべきであり、また、要請に応じて、主要委員会の手続の調整のため、また業務の一般的運営を期待して、議長および総会を援助し勧告をすべきである、と考える。〔第 50 項〕

C．一般委員会の作業の促進方法

1．準備会合

15. 特別委員会は、一般委員会の準備会合の開催に関する何らかの勧告をなす立場にないと考える〔第 54 項〕。

2．補助機関

16. 特別委員会は、一般委員会の補助機関の設立に関する何らかの勧告をなす立場にないと考える〔第 58 項〕。

Ⅳ．議事日程

A．暫定議事日程の提示および事前審議

17. 特別委員会は、代表団を援助する必要性を認識し、できる限り最大に、国連総会の作業の準備のために、事務総長が次のことを要請されるべきことを、総会に勧告する。

(a) 加盟国に、2 月 15 日以前に、総会の暫定議事日程に含めるために申請された議題の非公式一覧表を通知すること；

(b) 加盟国に、6 月 15 日以前に、各議題の由来、文書化したもの、議論されるべき問題の本質および国際連合諸機関による早期の決定を簡単に示した注がついた議題表を通知すること；

(c) 加盟国に、会期の開始前に、注が付いた議題の補遺を、通知すること

18. 更に、議題の掲載を要求している加盟国は、それが当を得ているとみなすならば、主要委員会もしくは総会本会議への付託に関する提案をなすべきである、と特別委員会は勧告する〔第 65 項〕。

B．議事日程議題数の削除

1．　議題に含まれないもの

19. 国連総会が国連憲章の目的および原則に照らして関連する議題の重要性を考慮すべきであることに鑑み、手続規則の規則 22 および規則 40 の文脈において、加盟国は総会の議題の内容に、特別な利害関係を有すべきであり、また、とくに、問題の適切な解決または加盟国の緊急性もしくは関連性を失わせる項目の削除を決定するにあたり、加盟国が審議のための準備が整っていないか、または処理できるか、そして総会の補助機関によって十分に等しく解決しうるかを、特別委員会は総会に対し勧告する。 [第 70 項]。

2．2 年以上にわたる議題の重複を回避することおよび関連議題のグループ化

20. 特別委員会は、2 年以上にわたる議題の重複を回避することは、国連総会の手続を合理化する一つの方法を構成すると考える〔第 74 項〕。

21. 更に、特別委員会は、可能かつ適切な限り、関連議題は同様の表題の下にグループ化されるべきであることを、総会に勧告する〔第 75 項〕。

3．他の機関への付託

22. 特別委員会は、国連総会が、適当な場合には、問題の本質を考慮して、他の国際連合機関もしくは専門機関に特定の議題を付託すべきであると勧告する。〔第 79 項〕

23. 特別委員会はまた、総会が他の機関においてなされる議論にしかるべき重みをおくべきことも勧告する〔第 80 項〕。

4．特定の追加議題の不受理

24. 会期の開始日より 30 日以内に議題への掲載が申し出られた追加議題は、手続規則の規則 15 により規定された条件が満たされた場合にのみ含められるべきことを、特別委員会は国連総会に勧告する。

C．議事日程議題の割当

1．主要委員会間の作業の割り振り

25. 特別委員会は、主要委員会間の議題の合理的な配分の重要性に注意を喚起することを望む。これとの関係で、特別委員会は、主要委員会の組織が専門性および経験を主要委員会に与えていることを認識しつつ、議題の割り振りが、委員会の作業負荷のみならず手続規則の規則 99 および 101[c] を考慮して、議題の性質を基礎とされるべきことを勧告する〔第 89 項〕。

26. 特別委員会はまた、議題の割り振りに関する提案が、加盟国が提案を検討する多くの時間を得られるように早期になされるのが、有用であろうと考える〔第 90 項〕。

27. 最後に、特別委員会は、一般に委員会および国連総会が、ある場合には、総会により多くの議題を直接付託する可能性を検討すべきことを勧告する〔第 91 項〕。

2．二以上の委員会への特定議題の不付託

28. 議題は、可能な限り、同一問題もしくは問題の同一側面が二以上の委員会により審議されないことを確実にするように、割り振られるべきであることを、特別委員会は国連総会に対し勧告する〔第 95 項〕。

V．主要委員会の作業計画

A．個々の委員会の任務

29. 特別委員会の構成員の中に、主要委員会の中の仕事の割り振りの問題に対して柔軟な手法が採用されるべきであり委員会はその権能の範囲を超えないために、特定の議題の付託に関する勧告を為すべきではないとの一般的な合意があった〔第 97 項〕。

30. 特別委員会は、七つの主要委員会の可能性が十分に利用されるべきことを考慮して、国連総会が、議題の本質にしかるべき評価を与えて、委員会間の作業のより均整のとれた割り振りを確実にすべきことを勧告する。しかしながら、委員会は、どの議題がある委員会から他の委員会に移されるかを明記すべきでないと考える〔第 98 項〕。

31. 多数の委員会の負荷が極めて重いことを認めて、委員会が最も効果的な方法で議題を審議することを可能とするように委員会の作業を計画するように、国連総会は委員会に助言すべきであると、特別委員会は考える〔第 99 項〕。

1．第一委員会

32. 第一委員会の役割が特に政治的であることを認識しつつ、この委員会は主に平和、安全および軍縮の問題を専念することを、特別委員会は勧告する〔第 103 項〕。

33. 特別委員会は、議題の割り振りに関する特別な勧告を為すことを望まずに、国際原子力機関および放射線の効果に関する国際連合特別委員会の報告書が第一委員会に提出されるべきであるという提案に関する何らかの決定をすべきでないと考える〔第 104 項〕。

2．特別政治委員会

34. 特別委員会は、特別政治委員会が果たすべき主要な役割を再確認し、また、同委員会の議題が相対的に軽微であることを更に認識して、国連総会が主要委員会間の作業のより良い割り振りを確保する

目的で、通常他の委員会で審議される一若しくは二以上の議題を特別政治委員会に移転することを考慮すべきである、と勧告する〔第 108 項〕。

35. 特別委員会は、特別政治委員会の改名に関する提案を支持しない〔第 109 項〕。

3．第二委員会

36. 特別委員会は、発展に関する全ての社会的側面が第二委員会によって扱われるべきであるとの提案に関する何らかの決定をすべきないと考える。従って、その委員会の名前の変更についての提案を支持しない〔第 113 項〕。

4．第三委員会

37. 特別委員会は、第三委員会の議事日程に関する議題の幾つかは他の主要委員会に移転されるべきであるとの提案に関する決定をすべきでないと考える〔第 117 項〕。

5．委員会間の権能の抵触

38. 特別委員会は、主要委員会間の権能の抵触は、何時でも避けることが可能であると考える。個々の事例で為される決定を速断することなしに、委員会は、この問題の存在および一般委員会と国連総会がそれを克服するための最も効果的な方法を審議することの適否に注意を喚起することを望む〔第 119 項〕。

B．議長職の役割

39. 特別委員会は、主要委員会の議長は手続規則で彼らに割り当てられた職務を十分に行使し、また、とりわけ、規則 108[e] で彼らに与えられた特権を行使すべきことを、国連総会に勧告する〔第 123 項〕。

40. 特別委員会はまた、主要委員会の議長は手続規則の規則 105[f] に規定されているように、その経験および権能と同様に公平な地理的配分の基礎に基づいて選出されるべきであることを再確認する〔第 124 項〕。

41. 特別委員会は、候補者は主要委員会の一つで少なくとも一年の経験を有すべきであるとの提案または議長は前会期の終了時に選出されるべきであるとの提案を、支持しない〔第 125 項〕。

C．副議長の員数

42. 総会の補助機関は、可能な限り、その官吏の代表制を確保するために三人の副議長の任命を考慮すべきであることを、特別委員会はそれ自身の経験から総会に対し勧告する〔第 131 項〕。

D．委員会の報告書

43. 特別委員会は、国連総会決議 2292（ＸＸⅡ）を想起し、主要委員会の報告書は可能な限り簡潔で、例外的な場合を除いて、議論の要旨を含むべきではないことを総会に勧告する[g]〔第 133 項〕。

Ⅵ. 利用時間の最大活用

A．本会議

1．一般討論

(a) 頻度

44. 特別委員会は、一般討論の明白な価値を認識し、それが毎年開催され続けるべき事およびそれに用いられる時間は最大限活用されるべき事と考える。一般討論の重要性を高める方法として国家または行政府の長、外務大臣およびその他の高官の参加の重要性もまた強調したい〔第 137 項〕。

(b) 会議の計画

(i) 一般討論の期間

45. 一般討論は、集中的に中断せず行われるならば、機構が関与する限りにおいては、より意義深いものであろうと、特別委員会は考える。その期間は、可能な時間が最大限活用されるならば、通常、２

週間半を超えるべきではない〔第 142 項〕。

(ii) 演説者名簿の締め切り

46. 一般討論の計画の改善を考慮して、発言する際に代表団がより迅速な決定を要求されるならば、一般討論において発言を望む演説者名簿は、討論の開始日から三日目の終了時で締め切られるべきであると、特別委員会は総会に勧告する〔第 144 項〕。

(c) 演説時間

47. 特別委員会は、国際連合第 25 回記念会期中に、演説時間を制限せずに比較的短期間の間に多くの演説者の声を聞くことを可能としたことに留意し、この結果は利用可能時間のより良い活用の結果であり、演説の長さに関する制限の結果ではないと考える〔第 147 項〕。

48. 委員会は、国連総会の最近の会期中の演説の平均的長さは 35 分だったことに留意し、代表団がその演説が過度に長くならないことを確実にするよう希望する〔第 148 項〕。

(d) 演説原稿の提出

49. 演説原稿の提出は、一般討論に関しては公式に制定されるべきではないと、特別委員会は考える〔第 152 項〕。

2．委員会で既に審議された議題についての討論

50. 手続規則の規則 68[h]が、公正に適用されかつ満足な結果をもたらしてきた、というのが特別委員会の意見である〔第 155 項〕。

3．演壇の不使用

51. 特別委員会は、演壇に行かずに演説する可能性について代表者の注意を喚起することが有益であると考える。しかしながら、あらゆる場合に、自席から又は演壇から発言することを望むか、議事手続に関する緊急の発言、投票の説明または答弁権の行使であるかを決定するのは代表者であると考える〔第 157 項〕。

4．主要委員会の報告の発表

52. 報告者は本会議でその報告を読み上げるべきではないとする、国連総会の手続および組織に関する委員会が 1947 年に行った勧告[i]を、特別委員会は想起したい。本会議における報告の発表は、簡単な概論的な陳述に限られるべきであることを表明したい〔第 158 項〕。

53. 国連総会はその慣行を確認すべきであり、それによって、議論の余地のない関連報告は、報告者により総会本会議に同時に提出できることも、特別委員会は勧告する〔第 159 項〕。

B．主要委員会

1．役職者の指名

54. 特別委員会の委員は、候補者の指名が無視できない時間の損失に関係していることに同意した。また、ほとんどの場合、事前の協議の結果として、各職に対して一人の候補者だけなので、選挙は秘密投票で行われるべきことを規定した手続規則の規則 105 の文言が、現在の実行にはもはや一致せず、秘密投票による投票は、それ故不必要であると認める〔第 161 項〕[j]。

55. そのような手続の財政的関わり合いを念頭に置き、指名は記名によって為されるべきであると、特別委員会は提案しない〔第 162 項〕。

56. 更に、儀礼および最後の瞬間まで指名が知られていない事例が生ずる可能性の観点から、候補者の口頭指名を完全に不要にすることは賢明でないと、特別委員会は考える〔第 163 項〕。

57. 特別委員会は、その後委員会が直ちに選挙ができるよう、候補者の推薦は各候補者につき一つの陳述に限るべきであると考える。しかしながら特別委員会は、選挙は秘密投票で行われるという一般原

則が保持されるべきであると考える〔第 164 項〕。

２．活動の開始

58. 全ての主要委員会は、第一委員会で起こり得る例外を除いて、国連総会が委員会に付託した議題の一覧表を受領した後の執務日にその活動を開始すべき事を、特別委員会は勧告する〔第 170 項〕。

59. 第一委員会は総会の本会議が開催されていない時は何時でも会合する準備をすべきであるとも、特別委員会は勧告する〔第 171 項〕。

３．活動の経過

60. 主要委員会はその活動の経過を、時々、再検討すべきことを、特別委員会は勧告する〔第 176 項〕。

４．委員会における一般討論

61. 特別委員会は、一般討論の明白な有益性および重要性を認識しつつ、委員長は次のことにつき主要委員会を奨励すべきであると考える。

(a) 委員会の活動に損害を与えずに可能な時は何時でも、一般討論の短縮の適否を判別すること

(b) 適当な場合には何時でも、関連したまたは論理的に結び付いた議題に関する単一の討論の開催を拡大すること〔第 180 項〕

62. 国際連合の機関により以前に審議または関与した機関の報告により扱われた問題に関する一般討論は維持されるべきであると、特別委員会は考える。しかしながら、特別委員会は、ある議題に関する一般討論が必要でないと思われる時、各事例において委員会で協議する可能性について、主要委員会の委員長の注意を喚起する。委員長は、他の機関により委員会に付託された問題に関する一般討論を行うことを委員会が望むか否かを確かめるためこの慣例に訴えることができる〔第 181 項〕。

63. 同時に、一般討論は、主要委員会の活動における必要かつ非常に有益な目的に役立つこと、および、その日程は関係する委員会の同意無しにどんなことがあっても変更されるべきでなく、それ故、上記提案の適用可能性に関して決定すべきことを、特別委員会は再確認したい〔第 182 項〕。

64. 同一の見解を有する代表団が、一つの陳述で彼らの見解を表明する一人の発言者を使えるとの提案に関する勧告をすることは適切でないと、特別委員会は考える。また特別委員会は、既に前の会期において討議されたある議題の意見は、前の討論から明らかになった主要問題を要約する特別に指名された報告者により紹介されるとも提案しない〔第 183 項〕。

５．複数議事日程議題の同時並行審議

65. 主要委員会が一つの議題の討議を続行できなくなった時、ある場合においては、その議事日程の次の議題の審議を準備すべできあると、特別委員会は考える〔第 187 項〕。

６．小委員会若しくは作業部会の設置

66. 主要委員会の小委員会若しくは作業部会の利用が望ましいことについて国連総会の注意を、特別委員会は喚起したい〔第 188 項〕。

C．本会議および主要委員会双方に適用可能な措置

１．予定時間での会議の開始

67. 特別委員会の委員は、国連総会が、議長職を務める者が予定時間で会議を開始することに特別の努力をするならばより効率的に活動することで合意した〔第 190 項〕。

68. 特別委員会は、会議は 9 時 30 分と 2 時 30 分に始めるとの提案は、そのような措置が課すであろう実際的な困難を考えると、支持しない〔第 192 項〕。

２．演説者名簿

69. 総会議長または主要委員会の委員長は、議題に関する討論の開始後直ちに、演説者名簿の締め切り

の日時を指示すべきであると、特別委員会は国連総会に勧告する。委員長は、演説者名簿を、遅くとも議題に割り振られた会議の3分の1が開催された時に、締め切ることに努力すべきである〔第202項〕。

70. 演説者は、可能な限り、与えられた議題に関して演説するために名前を記入すること、および、同時に、本来の予定を守ることができないならば、代替会合を指示することを、避けなければならない、と特別委員会は更に考える〔第203項〕。

71. 最後に、特別委員会は、他の代表者と交代することを準備しない限り、そうしない者は演説者名簿の最後に移されるとの理解にもとづいて、議長職を務める者が、演説者名簿に記名された順に発言する代表者を招待する慣行を再確認したい〔第204項〕。

3．発言時間又は発言者数の制限

72. 委員会は、この主題[k]に関する修正は、純粋に技術的性質のものであり、その唯一の目的は手続規則の規則74および115[l]の下で提出された提案に関して発言できる代表者の数を制限することであることを表明したい〔第210項〕。

73. 介入に関する時間制限を設定する一般的問題に関して、特別委員会は、可能な限り、演説は全ての代表団に自国政府の見解を表明することを許可するために簡潔であるべきことを認識する一方、この問題に関する厳格な規則は適用できないと考える〔第211項〕。

4．投票理由の説明

74. 投票理由の説明において、代表団は、自国の演説を、可能な限り簡潔に、自国の投票理由の説明のために限るべきであり、討論を再開するための機会を使うべきではないと、特別委員会は考える〔第216項〕。

75. 議長職を務める者は、彼が適当だとみなす時は何時でも、手続規則の規則90および129[m]の下での権限を用いることを奨励されるべきであると、特別委員会はまた、考える〔第217項〕。

76. 最後に、代表団が双方の会合において投票理由を説明することが不可欠であると考えない限り、代表団は、主要委員会または本会議のどちらか一方において、同一提案に関しては一度だけその投票理由を説明すべきであることを、特別委員会は国連総会に勧告する。主要委員会で採択された決議案の発議者は、投票理由を説明することが不可欠であるとみなされない限り、本会議で決議案の審議中にその投票理由を説明することを避けるべきであることをさらに勧告する〔第218項〕。

5．答弁権

77. 代表団は、本会議および主要委員会の双方において、答弁権の行使を慎むべきであり、その権利を行使する陳述は可能な限り簡潔であるべきことを、特別委員会は国連総会に勧告する〔第223項〕。

78. 答弁権の行使としてなされる陳述は、一般的な規則として、会議の最後に述べられるべきことを、特別委員会は、なおその上に、勧告する〔第224項〕。

6．議事手続に関する緊急の発言

79. 特別委員会は、議事手続に関する緊急の発言の概念の解説として以下の文の採択を、国連総会に勧告する〔第229項〕。

(a) 議事手続に関する緊急の発言は、基本的に議長職を務める者に向けられた、その職務に内在するあるいは手続規則の下で彼に特別に与えられている何らかの権限の使用を彼に要求する介入である。それは例えば、討論が実施されている方法、秩序の維持、手続規則の遵守あるいは規則により議長職を務める者に与えられている権限を彼が行使するやり方に関係する。議事手続に関する緊急の発言の下で、代表者は議長職を務める者に、ある手続規則の適用を要求でき、あ

るいは彼が適用した規則のやり方に疑問を呈することができる。したがって、手続規則の範囲内で、代表者は、他の代表者または議長職を務める者自身の規則違反または誤適用に、議長職を務める者の注意を向けることが可能になる。議事手続に関する緊急の発言は、手続的動議を含む他のいかなる事柄に対しても優先権を持つ（規則 73〔114〕ⁿおよび 79〔120〕ᵒ）。

(b) 規則 73〔114〕ⁿの下で提起された議事手続に関する緊急の発言は、異議申立が可能であることを条件として、議長職を務める者の裁定に必然的に伴う問題に関係する。それ故、規則 76〔117〕ᵖから 79〔120〕ᵒに規定されている投票によってのみ決定され、また、一つ以上の動議が同時に考慮される手続的動議とは異なり、規則 79 はそのような動議の手続を規定している。また、議長職を務める者により扱われるべきものであるが、彼の裁定を要求しない、情報または説明を求める要請、若しくは用具の準備（収容力、通訳体制、部屋の温度）、文書化、翻訳等に関する意見とも異なる。しかしながら、国際連合において確立している慣行において、手続的動議を提出するか情報若しくは説明を求める意図をもつ代表者は、しばしば発言権を得る方法として「議事手続に関する緊急の発言」を提起している。実質的理由に基づく後者の利用は、規則 73〔114〕ⁿの下での議事手続に関する緊急の発言の提起と混同すべきではない。

(c) 規則 73〔114〕ⁿの下で、議事手続に関する緊急の発言は手続規則に従って議長職を務める者により直ちに決定されるべきである。その事から生じるいかなる異議も直ちに投票に付されなければならない。それは、一般的な規則として次のことに従う：

（ⅰ）議事手続に関する緊急の発言およびその采配から生じる異議に、議論の余地はない。

（ⅱ)同一または異なる主題に関する議事手続に関する緊急の発言は、最初の議事手続に関する緊急の発言またはそれから生じる異議が解決されるまで認められない。

それにもかかわらず、議長職を務める者および代表団は議事手続に関する緊急の発言に関する情報または説明を要求することができる。加えて、議長職を務める者は、彼が必要と考えれば、彼が裁定を下す前に議事手続に関する緊急の発言に関する代表団からの見解の表明を要求できる。この慣行が行われている例外的な場合において、議長職を務める者は、裁定を発表する用意が出来次第、見解のやりとりを終了させ裁定を与えなければならない。

(d) 規則 73〔114〕ⁿは、議事手続に関する緊急の発言を提起する代表者は、討議中の問題の実質に関して発言できないことを規定する。その結果、議事手続に関する緊急の発言の純粋に手続的な性質は簡潔さを求めている。議長職を務める者は、議事手続に関する緊急の発言に関して為される陳述がこの解説に一致することを確実にする責任を有する。

### 7．祝辞

80. 議長に対する祝辞は一般討議の中でなされる演説の中の簡単な所見にとどめられている総会本会議の現在の慣行を保持することがよいであろうというのが、特別委員会の意見である〔第 235 項〕。

81. 国連総会の補助機関に関しては、特別委員会は、新しく設立された機関または現存する機関の役職者の規則的な交代の場合は、議長に対する祝辞は暫定議長だけにより表明されるべきであり、その他の役職者に対する祝辞は議長によってのみ表明されるべきことを、勧告する〔第 237 項〕ᑫ。

### 8．弔辞

82. 著名な人物の死または災害の場合に代表団に対して表明される弔辞は、全加盟国に代わって総会議長、主要委員会の委員長または補助機関の議長により単独で、表明されるべきことを、特別委員会は国連総会に勧告する。状況がそれを正当化する場合には、総会議長はその目的のために特別会期を求めることができる〔第 242 項〕。

83. 特別委員会は、その上、総会議長が、全加盟国に代わって、関係国に電報を打つ慣行に留意する〔第243項〕。

9．点呼投票

84. 点呼投票に関係する手続規則を変更する必要のないことを信じつつ、代表団は点呼投票を行うための当を得たかつ正当な理由がある時以外、点呼投票を要求しない努力をすべきことを、特別委員会は勧告する〔第247項〕。

10. 電子装置

85. 特別委員会は、投票方法の機械的な導入の問題は国連総会の第26会期の議事日程草案に含まれているので、全ての委員会による電子投票制度の使用の可能性に関するなんらかの見解を表明すべきでないと考える〔第249項〕。

86. 特別委員会は、国連総会議場および主要委員会の部屋に機械的又は電子的な時宜を得た装置を導入できると提案しない〔第250項〕。

Ⅶ. 決議

A．決議案の提出

1．決議案の提出日

87. 決議草案は、より具体的な討論ができるように可能な限り早く提出されるべきことを、特別委員会は国連総会に勧告する。しかしながら、個々の事例において、決議案を提出するための最も適切な時期を決定するのは代表団であるため、そのことについて厳格な規則が設けられるべきではない、と特別委員会は考える〔第254項〕。

88. 公式な決議案を代表団に強制的に提出させることなしに、可能な限り速やかに討論が具体化することを確実にするために、討論の基礎を提供するがその内容は厳密には暫定的である非公式の作業文書として決議案を回覧させる可能性に代表団が多くの場合に頼ることができるとも、特別委員会は考える〔第255項〕。

2．書面による決議案の提出

89. 提案および修正は書面にのみにより提出されるべきという提案を、そのような手続に伴いうる時間のかなりの損失の為に、特別委員会は支持しないことを決定する〔第256項〕。

3．協議会

90. 協議の明白な価値を認識しつつ、代表団は交渉した結果に到達するためのあらゆる方法を調査すべきであると、特別委員会は信じる。しかしながら、そのような協議に対する発議はもっぱら関係する代表団が決定するのであり、どんなことがあっても、強制的な規定が指示するのではないと、特別委員会は考える〔第258項〕。

91. また、主要委員会の委員長は、合意された文書の採択を促進する目的のために、必要な場合には、作業部会の設置の可能性を念頭に置いて招請されるべきであると、特別委員会は考える。そのような部会は、適宜、利害関係代表団に開放される。しかしながら、同一問題に二つ以上の決議案が提出されている時は何時でも、そのような作業部会の設置を計画することは賢明ではないと、考える〔第259項〕。

4．発議者数

92. 特別委員会は、決議案の発議者数は制限されるべきであるとの提案を支持しない〔第260項〕。

93. しかしながら、提案の発議者が他の代表団が共同発議者になるか否かを決定している慣行に、特別委員会は注意を喚起したい〔第261項〕。

5．決議案の提出から審議までの期間

94. 特別委員会は、幾つかの代表団が手続規則の規則 80 および 121[r] に規定された時間内に自国政府と協議することにおいて経験している困難を認識しつつ、この規則の改正を提案することは賢明でないと考える〔第 265 項〕。

B．決議の主題

95. 決議の言い回しは、効果的であるためには、可能な限り明確で簡潔であるべきである、というのが特別委員会の意見である。しかしながら、関係する代表団だけが、提出する提案の内容を決めることができることを認める〔第 267 項〕。

96. 特別委員会はまた、決議案の文書は、それが提出される委員会の権能を超えるべきではないことを、強調したい。しかしながら、権能を超える決議案が提案された場合、その問題について決定を下すことは関係する委員会次第である、と特別委員会は感じている〔第 268 項〕。

C．財政に対する影響

1．財政的統制

97. 特別委員会は、手続規則の規則 154 および 155[s] の規定は申し分なく、また、厳格に適用されるべきであると感じている〔第 272 項〕。

98. 決議案の財政に対する影響は優先される事柄の包括的な観点から検討されるべきであり、主要機関は、補助機関が採択した基金の歳出を求める決議案を慎重に審議すべきである、というのが特別委員会の意見である〔第 273 項〕。

2．行政財政問題諮問委員会の活動

99. 特別委員会は、行政財政問題諮問委員会がより頻繁に会合すべきであることを認めるが、それ自身は問題に関してより詳細な勧告を与える資格がないと、考える〔第 275 項〕

3．新機関設立決議

100. 新機関は十分な審議の後にのみ設立されるべきことを認識する一方、特別委員会は、手続規則を改正し問題について厳格な規則を規定することが賢明であると考える〔第 277 項〕。

D．投票手続

1．多数決要件

101. 特別委員会は、手続規則の規則 88 および 127[t] は変更せずに残されるべきであると考える〔第 282 項〕。

102. 特別委員会は、報告書の第 279 項に言及されている提案は受け入れがたく、またその上、その職務権限を越えていると考える〔第 283 項〕。

2．手続をはかどらせるための措置

103. 特別委員会は、委員会で既に審議された議題に関する討論（上記第 50 項参照）および点呼投票（上記第 84 項参照）に関係してどこか他の場所でなされた勧告を想起し、手続規則の関連する条項に変更を加えることは賢明でないと感じる〔第 287 項〕。

3．コンセンサス

104. コンセンサスによる決定および決議の採択は、それが実際に役立ちまた相違の解決が続くことに寄与し、したがって国際連合の権威を強化する時には望ましいと、特別委員会は考える。しかしながら、各加盟国がその見解を十分に述べる権利が、この手続で害されてはならないことを強調したい〔第 289 項〕。

E．決議数の削減

105. 特別委員会は、国連総会が採択する決議の数を削減することを目的とする提案を支持しない〔第293項〕。

## Ⅷ. 文書作製[u]

### A．文書作製量の削減

106. 特別委員会は、国連総会が以下のことをすべきことを勧告する。

(a) 文書A/INF/136に要約されている総会決議2292（ＸＸⅡ）および2538（ＸＸⅣ）の規定に注意を喚起し、形式だけでなく内容においても加盟国が、また、その内部規則に照らして事務局が、当該規定に厳格に従う必要性を強調する。

(b) 総会の補助機関に対し、国連総会決議1272（ＸⅢ）の第3項の精神で機関それ自身の文書作製の統制および制限に関する議題を、各会期の議事日程に含むことを指示する〔第300項〕。

### B．文書の準備および配布

107. 特別委員会は、以下のことを国連総会に勧告する。

(a) 全ての常用語による文書の時宜を得た配布は、厳正に守られなければならない。

(b) 国連総会の全ての補助機関は、その作業を完了することを要求され、総会の各通常会期の開始前にその報告書を提出しなければならない。

(c) 国連総会により審議される報告書は、可能な限り簡潔で、関係機関により行われた活動の解説、到達した結論、その決定および総会に対して為された勧告に対する限定された精密な情報を含むべきである。報告書は、適切な場合には、提案、結論および勧告の要約を含むべきである。規則として、事前に発行された構成要素（活動調書およびその他の基本的文書）は、そのような報告書に組み込まれまたは添付されてはならないが、必要な場合には、言及されるべきである。

(d) 加盟国の必要性を考慮して、報告書および他の国際連合文書の複写の数は、適切な場合は何時でも、制限されるべきである、すなわち、それらは／Lシリーズとして発行されるべきである〔第304項〕[v]。

### C．会議の記録および録音

108. 特別委員会は、規則60は、改訂されたように[w]、以下の見解に従って適用されるべきである。

(a) 抄録は、一般委員会および第一委員会以外の全ての主要委員会に提供され続けるべきである。

(b) 一般委員会の勧告に基づいて、国連総会は、特別政治委員会がその会合の討論の音声を記録することが、特別の要請にもとづき伝統的に承認されてきた、選択できるものなのかそれとも割当なのかを毎年決定すべきである。

(c) 補助機関に対する抄録の提供は、抄録の代わりに議事録の使用に関する合同監査団の報告書、および事務総長とそれに関する行財政問題諮問委員会の評釈[x]に照らして、国連総会により定期的に再検討されるべきである。

(d) 録音は、その慣行に従って事務局により保管されるべきである〔第309項〕。

## Ⅸ. 国連総会の補助機関

### A．機関数の削減

109. 特別委員会は、国連総会が、定期的または報告書を審議する時に、総会の各種補助機関の有用性を検討すべきことを勧告する〔第313項〕。

110. 特別委員会は、また、国連総会がその補助機関の幾つかの合併の可能性を審議すべきことを勧告する〔第314項〕。

### B．機関の構成

111. 特別委員会は、機関の構成員の身分はその機関の特質および機能に依存し、それ故、何らかの一般的な規則に従うことはできないと考える〔第 318 項〕。

112. 総会の補助機関は、適切な場合には、その機関の構成員ではない関係加盟国が、その加盟国に特別な利害関係があるとその機関が考える問題の討議に、投票権なしで参加するために、招請する権限を有すべきである、というのが特別委員会の考えである〔第 319 項〕

113. 補助機関の構成は、定期的な変更に従うべきである、というのも特別委員会の考えである〔第 320 項〕。

114. 最後に、補助機関が通常の会合場所から離れて行う視察は、活動の本質がそのような視察を不可欠としている場合に限り国連総会により認可されなければならないと、特別委員会は考える〔第 321 項〕。

C．会議の日程表

115. 事務総長が会合の日程表の作成に重要な役割を果たすべきであると国連総会に勧告し、各々の場合において、最終的な決定は関係機関が有すると、特別委員会は理解する〔第 323 項〕。

X．その他の問題

A．代表団の委任状

116. 特別委員会は、代表団の委任状の国連総会による不承認により与えられる問題に気づく一方で、その問題について何らかの提案をする立場にないと感じている〔第 327 項〕。

B．事務総長の役割

117. 事務総長は、彼が行った勧告に関する最終的な決定は国連総会の役目であるという理解のもとで、会期の計画に関する提案をする積極的な役割を果たすべきであるというのが特別委員会の考えである〔第 331 項〕。

C．事務局

118. 事務局の再編成の問題は、正当な根拠があるかもしれないとはいえ、その調査事項の範囲内に入らないと、特別委員会は考える。それ故、その問題に関していかなる勧告もすべきでないというのが特別委員会の考えである〔第 333 項〕。

D．国連総会手続および議長役職者への支援に関する指針

1．手続に関する手引書の準備

119. 国連総会は、事務総長に特別委員会および合同監査団の報告書を基礎として総会が採択する結論を体系的かつ包括的に編集したものを準備し、この編集したものを国連総会の手続規則の添付書類とすることを要請することを考慮すべきことを、特別委員会は勧告する〔第 339 項〕。

2．国際連合諸機関の実行の蓄積

120. 特別委員会は、国際連合諸機関の実行の蓄積の有用性を認識しつつ、それが可能な限り早急に更新される希望を表明する〔第 341 項〕。

3．国連総会の手続規則に関する実行の蓄積の準備

121. 特別委員会は、国連総会の手続規則に関する実行の蓄積の問題に対する提案を支持しないと考える〔第 344 項〕。

4．従前の諸勧告の注意点

122. 会期の始まりにおいて、国連総会の議長が、総会決議 1898（ⅩⅦⅠ）ｯで特に承認された作業方法を改善するための勧告に、総会の、とりわけ主要委員会の委員長の、注意を喚起すべきことが提案された。その提案で強調された原則に関する一般的な合意がある一方で、特別委員会はこれに関して特

定の勧告を行う必要性を感じていない〔第 345 項および第 346 項〕。

123. 特別委員会は、国連総会の作業の運営方法の改善に関するアド・ホック委員会の報告書 [z] は、そのような措置が課する財政的関わりの故に再発行されるべきという提案をしない〔第 345 項および第 346 項〕。

5．手続事項における支援

124. 特別委員会は、法務部の構成員を絶え間なく主要委員会の各々に割り当てることは可能ではないが、法に基づく助言は、要請があった時には、口頭または書面で、常に与えられていることに留意する〔第 348 項〕。

125. 国連総会議長および主要委員会の委員長が、直接関与する代表団と共に議題を綿密にフォローアップし総会の進展を促進する目的で、議題を割り振る彼らのもとで、事務局および、可能な場合はいつでも、代表団自身の双方からの、何人かの補佐官の協力を得るべきだとの提案に関して、何らかの勧告をなすべきでないと、特別委員会は考える。

E．手続規則の研究

126. 特別委員会は、経済社会理事会の手続規則の同様の規定に、国連総会の手続規則の規定の挿入に関する提案をすべきでないと、考える〔第 352 項〕。

127. 特別委員会は、国連総会の手続規則と専門機関の統治機関の手続規則との比較研究に関する提案に留意し、国際連合訓練調査研修所がそのような事業の引き受けを考慮すべきであることを提案する〔第 353 項〕。

128. 最後に、国連総会手続規則の各種公用語で書かれたものの一致を確実にするために、事務局にその比較研究に着手することを指示すべきであると、特別委員会は国連総会に対し勧告する〔第 354 項〕。

F． 特別訓練プログラム

129. 特別委員会は、代表団が直面している訓練問題を自覚し、特に新規に着任した代表に関して、国際連合訓練調査研修所をこれらの問題を解決する一助として考慮すべきことを提案する〔第 356 項〕。

G． 地域的集団

130. 特別委員会は、その月の地域集団の議長の名前を、国連ジャーナルに公表すべしとの提案を支持し、それが適用されるべきときを決定するためにそのことは事務局に任されるべきことを勧告する。

注

[a] 1971 年 12 月 17 日の決議 2837（ＸＸⅥ）により、国連総会は、1970 年 11 月 9 日の決議 2632（ＸＸＶ）で設立された国連総会の手続および構成の合理化に関する特別委員会の結論を承認し、これらの結論が総会、その委員会および関連組織の審議に有用でかつ値するものであると宣言し、それが手続規則に付け足されるべきことを決定した。特別委員会の結論は本付属書に転載される。同じ決議により、国連総会は、特別委員会の勧告で、総会手続規則の規則 39、60（現行規則 58）、69（現行規則 67）、74（現行規則 72）、101（現行規則 98）、105（現行規則 103）、107（現行規則 105）、110（現行規則 108）および 115（現行規則 114）を改正すること、および新規則 112（現行規則 110）を採択すること（序、30 項参照）を決定する。特別委員会の報告書は、*Official Records of the General Assembly, Twenty-sixth Session, Supplement No.26*(A/8426)参照。

[b] *Official Records of the General Assembly, Twenty-sixth Session, Supplement No.26*(A/8426)

[c] 現行手続規則の規則 97 および 98

[d] 添付書類Ⅲを参照。

[e] 現行手続規則の規則 106

[f] 現行手続規則の規則 103

[g] 補助機関の報告書に関する勧告については、下記 107 項を参照。

[h] 現行手続規則の規則 66

[i] *Official Records of the General Assembly, Second Session, Plenary Meetings,* vol.Ⅱ, annex Ⅳ, document a/388, para.26.

[j] 規則 105（現規則 103）はその後改正された（「序」第 30 項(e)を参照）。

[k] 「序」第 30 項(c)を参照。

[l] 現行手続規則の規則 72 および規則 114

[m] 現行手続規則の規則 88 および規則 128

[n] 現行手続規則の規則 71〔113〕

[o] 現行手続規則の 77〔119〕

[p] 現行手続規則の 74〔116〕

[q] 特別委員会の勧告で採択された主要委員会の祝意については、規則 110 を参照のこと。

[r] 現行手続規則の規則 78 と規則 120

[s] 現行手続規則の規則 153 と規則 154

[t] 現行手続規則の規則 86 と規則 126

[u] 決議 2836（ＸＸⅥ）も参照。

[v] 主要委員会の報告書に関する勧告については、上記第 43 項参照。

[w] 現行手続規則の規則 58（「序」第 30 項(a)参照）

[x] E/4802 and Add.1 and 2.

[y] 添付文書Ⅲを参照。

[z] *Official Records of the General Assembly, Eighteenth Session, Annexes,*agenda item 25, document A/5423

添付資料 V

国連総会の手続きと組織の合理化に関する決定 34/401[a]

I　会期の日程

A　一般委員会

1．一般委員会は、各会期の開始から、会期の活動をいかに最も合理的に行うかを考慮する。

2．一般委員会は、また、会期中定期的に会合をもち、活動の進捗を検討し、会期の一般的なプログラムおよび活動の改善に向けた措置について、総会に対して勧告をする。

B. 会合の日程表

3．本会議および委員会の会合は、午前 10 時 30 分と午後 3 時に開始する。 総会の活動を促進するために、すべての会合は定時に迅速に開始する。

C. 議題の割当

4．実質的な議題は通常主要委員会においてまず議論される。したがって、事前に本会議に割り当てられた議題は、本会議において継続的な審議を必要不可欠とするような状況がない限り、以後に主要委員会において委ねられる。

D．　一般討論

5．他の演説者への配慮により、また、一般討論の威厳を保持するために、代表団は演説が行われた後は、総会会議場において祝辞を述べることを慎むものとする。

E．投票理由の説明

6．投票理由の説明は 10 分を上限とする。

7．主要委員会と本会議において同一の決議草案が審議される場合、代表団は出来る限り一度だけ投票説明を行う。すなわち、本会議における代表団の投票が、委員会における投票と異なるのでなければ、委員会もしくは本会議のいずれかのみにおいてとする。

F．答弁権

8．同一日に二つの会議があり、それらの会議が同一の議題の審議に向けられる場合、代表団は、考慮の上答弁権を行使をすることができる。

9．会議において代表団が答弁権を行使するために発言できる回数は、一議題につき 2 回に限る。

10. どの代表団もいかなる会合のいかなる議題についての答弁権の行使の最初の発言は、10 分に限られ、二回目の発言は 5 分に限られる。

G．演壇の不使用

11. 投票理由の説明、答弁権の行使としての発言、手続き的な動議は、代表団が各自の席より行う。

H．財政問題

12. どの主要委員会も、拠出の見積りについて事務局が準備し、行政財政問題諮問委員会および第五委員会が審議するために十分な時間を与えることが必須であり、各主要委員会は作業計画を採択する際にこの要請を考慮に入れる。

13. 追加的項目として

(a) 財政に対する影響のあるすべての決議案の第五委員会への提出のための義務的期限は、12 月 1 日を越えてはならない。

(b) 第五委員会は、一般的慣行として、決議案の財政に対する影響について規定額まで、すなわち、一議題につき 25000 ドルまでは、行政財政問題諮問委員会の勧告を討議せずに受け入れるよう考

慮する。

(c) 第五委員会によって審議を要する補助機関の報告書の早期提出のために、強固な期限が設けられる。

(d) 事務総長が行政と財政に対する影響についての関連する発言を準備し行うために、拠出を伴う提案の提出と採択の間に最小限 48 時間が与えられる。

Ⅰ．主要委員会の報告

14. 主要委員会の報告は、可能な限り簡潔にし、特別の場合の他は、討論の要約を含まない。

15. 第二委員会の報告についての本会議による通例の扱いは、第二委員会によって勧告された決議草案に関する代表団の立場が同委員会において明らかにされたことと、それらが公式記録に残されていることから、その他の委員会の報告まで延期される。

J．投票手続

16. 候補の数が席の数と一致する補助機関に関する選挙に秘密投票を行うという慣行を標準とし、代表団から特定の選挙の投票について要請がない限り、同じ慣行は総会の議長、副議長の選挙にも適用される。

K．最終発言

17. 会期の最後に時間を節約するために、総会および主要委員会における最終発言を行う慣行は、議長団による発言を除いて省略される。

Ⅱ．主要委員会の活動

18. 総会の会期が終わる前に、地域的グループは、次期会期の議長の割り当てについてグループの間で合意する。

19. 主要委員会の議長の候補者は、速やかに指名される。

20. 主要委員会の議長に指名を受ける者は、総会の活動を経験した者であることが強く推奨される。

21. 会期の間、主要委員会の議長もしくは他の役職者は、特定の問題について合意に達するために非公式な交渉を行うことについて、適切ならばいつでも、委員会により委託される。

22. 主要委員会の議長は、手続規則の規則 106 のもとで、自らの権威のもとに十分行動し、とりわけ、発言者に割り当てられた時間の制限について、または、各代表団が各議題について発言できる回数について、頻繁に要請を行う。

23. 最大の会合数を必要とする主要委員会は、全会期にわたって会合のよりよい割り当てを確保するために、会期前にさらに会合をもつことが推奨される。

Ⅲ．文書作製

24. 補助機起案は、おそくとも９月１日までに活動を終了することが求められ、それらの報告は総会の会期の開始までの検討に間に合うように全ての常用語で利用可能とされ、また、会合に関する委員会は、この規定を十分に考慮にいれる。

25. いかなる報告書も、その他の以前の文書の編集物を含まない。

26. 補助機関は、全加盟国に既に配布された会合の議事要約もしくは他の資料を報告に添付しない。

27. 総会は、補助機関の議事要約の必要性につき定期的に検討する。

28. 主要委員会を含む総会は、事務総長もしくは関係補助機関からの特別に要請されない限り、総会の決定を必要としない事務総長もしくは補助機関の報告書を留意し、それらについて討議や決議の採択

をしない。

29. 主要機関および総会の補助機関の報告書、ならびに、決議案および修正の公表は、加盟国からのいかなる個別の連絡よりも優先される。

30. 加盟国は可能な限り個別の連絡の回覧を総会の文書として要請せず、代わりにそうした文書の回覧を望む場合には、可能な限り、口述書の表紙を付して公用語で提出して、そのような回覧を要請する。

## Ⅳ　決議

31. 総会に報告する補助機関は、議題の審議を促すために、決議案を提出するようあらゆる努力をする。

32. 可能ならばいかなる場合も、次期会期における問題の審議を要請する決議は、独立した新たな議題を含む要請をせず、その決議が採択されたのと同一の議題のもとで審議される。

## Ⅴ　会合の計画

33. 会合に関する委員会は、会合の計画および会議施設の使用についてより効果的な役割を果たすことを承認される。

34. 総会のいかなる補助機関も、総会により明示的に承認されなければ、総会の通常会期中に国際連合本部で会合をすることは認められない。

## Ⅵ　総会の補助機関[b]

注

a　1979 年 9 月 21 日、10 月 25 日、11 月 29 日、および 12 月 12 日の第 4 回、第 46 回、第 82 回および第 99 回本会議において、一般委員会の勧告は総会で採択された。補助機関に関するアドホック委員会の設立に関連する決定の第 VI 節は、本付属書には再録されていない。

b　この項は、補助機関についてのアドホック委員会の設置に最も関係するため、本附属書に再録されない。

添付資料VI[a]

国際連合憲章および国連総会手続の合理化に関する機構の役割の強化に関する特別委員会の結論

1．総会の会期の議題は、関連する議題をグループ化もしくは合併させ、関係代表団の協議と合意を経て、できる限り簡潔にする。*

2．特定の議題は、適切ならば、国際連合機関もしくは専門機関に委任される。特定の議題が総会において審議されるよう要請する国家の権利は損なわれることなく維持される。

3．総会は可能な限り同一問題もしくは問題の同一の側面を二以上の主要委員会で審議しないとする総会議事手続規則附属書 IV の第 28 項における勧告は、他の主要委員会の審議のもとの議題の法的側面に関する審議がなされる第六委員会にとって必要となる場合は別として、より十分に履行される。

4．一般委員会は、総会手続規則規則第 42、総会決定 34/401 の第 1 項、第 2 項のもとで、より十分にその役割を果たし、総会の活動の定期的な検討と必要な勧告を行う。

5．主要委員会の議長は、過去の経験に照らしてイニシアティブをとり、類似もしくは関連する議題をまとめ、それらについて単一の一般討議を行うよう提案する。

6．主要委員会の議長は、初期の適切な段階で、各議題についての発言者名簿を締め切るよう、委員会に提案する。

7．合意された作業予定は尊重される。このために、会合は予定時刻から開始し、会合に割り振られた時間は十分に用いられる。

8．各主要委員会の役職者は、活動の進捗を定期的に検討する。必要な場合、活動の日程表通りの進行を確保するために適当な措置を提案する。

9．交渉手続は、特定の議事事項に適すよう選択されなければならない。

10. 事務局は、十分な会議サービスを提供することによって非公式な協議を促進する。**

11. 補助機関の職務権限は、活動の重複と繰り返しを避けるために注意深く限定される。総会は、また、その補助機関の有用性について定期的に検討する。

12. 決議はできるだけ明瞭かつ簡潔なものとする。

注

* 関連する代表団の合意は必須の条件ではないという見解が示された。

** この勧告はいかなる財政的含意なるものを伴うものとして意図されないという見解が表明され、そうした条件のもとで承認された。

a 1984 年 12 月 13 日付決議 39/88 により、総会は国際連合憲章および総会手続の合理化に関する機構の役割の強化に関する特別委員会の結論を承認し、議事手続き規則の附属書とされることが決定された。これらの結論は本附属書に再録される。

添付資料Ⅶ[a]

国際連合憲章および現在の国際連合諸手続の合理化に関する機構の役割を強化することに関する特別委員会の結論

1．国際連合憲章第 18 条を害することなしに、可能ならば何時でも、国際連合の活動を強化する目的で、決議および決定、非公式協議の合意された文書の国連総会による採択は、可能な限り広範な加盟国の参加の下で実施されるものとする。

2．電子投票システムにおいて何票投じられたかを記録することが可能となった場合には、点呼投票は可能な限り要求されるべきではないものとする。

3．国連総会の各会期の終了前に、一般委員会は、会期中の経験に照らして、国連総会の将来の会期の作業日程を円滑に進める目的で、会期の作業日程に関する所見を作成するものとする。

4．国連総会の議事日程は、グループ化あるいは併合することにより、可能な範囲で、関連する議題および、そしてそこで特定の議題の議論のために適切ならば、議論と議論の間を１年以上あけることにより、整理されるべきものとする。この目的のために、関係する主要委員会の委員長もしくは、場合によっては、国連総会の議長は、代表団との協議を行うものとする。

5．一般委員会は、ある主要委員会から順番に会議すべき事を勧告し、当該会期において扱われる問題の審議に必要な会合の回数のような問題を考慮して、国連総会の各会期の最初に、会期全体の作業日程および規模の小さな代表団の参加の問題を審議するものとする。

6．どのような議事日程議題が主要委員会に、そして総会本会議に割り当てられるべきかに関する勧告を作成するにあたり、一般委員会は委員会の専門性を最大限に活用することを確保しなければならない。

7．国連総会が、憲章第 22 条に従って、補助機関を設けることが必要か否かを審議する際、総会は、問題の主題が、主要委員会およびその作業部会を含む既存の機関によって扱われ得るかどうかに関して、慎重に審議しなければならない。補助機関は、総会によって補助機関に割り当てられた問題の効果的な審議を確実にするために、補助機関の手続および作業方法を改善することを、常に求めなければならない。

8．会期と会期の間に開かれる国連総会の主要組織の会期の日時および期間は、総会によって、適当な場合には、事務総長の提案に基づいて、会合に関する委員会の助言を得て、可及的速やかに決定されるものとする。総会は、過去の経験、当該組織に与えられた任務に関する現行の作業状態、同様の性質の主題を扱う機関の会合と重複することを可能な限り避けるために、その必要性を考慮しなければならない。

9．会期と会期の間に開かれる国連総会の機関の作業についての非公式協議は、その会期の運営を促進するために、とくに部局の構成および作業計画に関して、その機関の会期に先立って開かれなければならない。

10. 決議は、決議の履行または問題の継続的調査を促進するようなものである限り、国家の意見または事務総長の報告を要請しなければならない。

注

a　国連総会は、1990 年 11 月 28 日の決議 45/45 により、国際連合憲章および現在の国際連合諸手続の合理化に関する機構の役割を強化することに関する特別委員会の結論を承認し、その結論が手続規則に付け足されるべきことを決定した。その結論は本添付資料に再録される。

添付資料Ⅷ[a]

国連総会の議事日程の合理化に関する指針

1．国連総会の本会議は、高度の政策発表、ならびに審議、とりわけ、政治的に重要なおよび／または緊急の特別な議事日程議題のための公開討論の場を用意すべきものとする。

2．一つ以上の主要委員会に関係する性質を有するか、またはいずれの主要委員会の範囲内にも入らない議事日程議題は、一般委員会の勧告を考慮して、国連総会本会議で審議されるものとする。

3．国連総会の本会議に最初に直接割り当てられた実質的議題は、総会の手続規則、とりわけ手続規則の添付資料Ⅵに再録された総会決定 34/401 に従って、主要委員会への割り当てのために再検討され得る。

4．一定期間決議も決定も採択されなかった議題を削除することが可能か否かを決定するために、関係加盟国の見解を考慮して、議事日程の定期的な再検討を行うものとする。

5．主要委員会は、とくに、以下のことを考慮して、各議事日程の再検討を継続することを奨励されるべきものとする。

(a) 実質問題に密接に関係して出された議題は、単一の議題の下に併合させるか、関係する議題／副議題の焦点を変更させないことが可能なところに副議題として組み入れられ得る。

(b) 関連する事項または問題を含む議題は、合意されたひとまとまりの議題として審議され得る。

(c) 主要委員会の議事日程に関する議題が２年間または３年間続くものは、関連する国連総会決議に従って審議され得る。

(d) 主要委員会内の現行のおおまかな作業分担は維持されるものとする。

注

a 国連総会は、1994 年 7 月 29 日の決議 48/264 により、国連総会の議事日程の合理化に関する指針を採択し、総会の手続規則に付け足すべきことを決定した。指針は、本添付資料に再録される。

## 添付資料IX[a]

### 一般討論の開会日および期間

国連総会は、

…

２．国連総会における一般討論は、国連総会の通常会期の開会日の後の最初の火曜日に始まり、９就業日以上継続して開催されるものと決定する。

注

a　国連総会は、2003 年３月 13 日の決議 57/301 により、一般討論の開会日および期間を変更することを決定し、また、総会手続規則に決議の第２項を付け足すことを決定した。同項は本付属書に再録される。

索引

この索引は、手続規則および規則の添付資料に含まれる勧告への参照を提供する。この索引は、

(a) 「規則」と名付けられた最初の段における、イタリック体の数字は委員会に適用される規則を示すものである。

(b) 「添付資料」と名付けられた二番目の段における、ローマ数字のⅠからⅨは、それぞれの添付資料を示し、アラビア数字はそれぞれの添付資料における関連する項目を示している。


| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| | あ | |
| 安全保障理事会 | | |
| …緊急特別総会の要請 | 8-10 | |
| …憲章第 12 条に基づく通告 | 49 | |
| …国際の平和および安全の維持 | 49 | |
| …事務総長の任命に関する勧告 | 141 | |
| …新加盟国承認に関する勧告 | 136,137 | |
| …特別総会の要請 | 8-10 | |
| …任期 | 139 | |
| …非常任理事国の選挙 | 83,142-144 | |
| …報告 | 13,136,137,141 | |
| …補欠選挙 | 140 | |
| 委員会→諮問委員会、主要委員会委員長、分担金委員会、信任状委員会、一般委員会、主要委員会、報告者、小委員会、補助機関、副委員長を参照 | | |
| …議事日程 | *97* | |
| …会合の記録および録音 | 58 | Ⅳ108 |
| …加盟国の代表 | *100,101* | |
| …設置 | *96* | |
| …定足数 | *108* | |
| …役員 | | |
| ……に対する祝辞 | *110* | |
| ……の交替 | *105* | |
| ……の選挙 | *101,103,105* | Ⅳ40；Ⅴ18-20 |
| …の用語 | 51 | |
| 委員会へのテーマの付託 | 63-65,*97* | Ⅰ22,23；Ⅱ1,19,20；Ⅳ25,26,28；Ⅴ4；Ⅵ3 |
| 委員会報告書 | | |
| …口頭発表 | | Ⅳ52、53 |
| …内容 | | Ⅳ43,107(c);Ⅴ14 |
| …の要請 | 15,65,163 | |

| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| …本会議における討議 | 66 | Ⅴ15 |
| 異議申し立て→議事手続に関する緊急の発言を参照 | | |
| 一般委員会 | 68-44 | |
| …委員長 | 38,39 | |
| …会期の閉会日 | 2,41,*99* | Ⅳ4 |
| …会合の頻度 | 42 | Ⅰ20;Ⅲ(f)；Ⅳ13;Ⅴ2；Ⅵ4；Ⅶ5 |
| …議題掲載に関する勧告 | 21,23,40 | Ⅳ12 |
| …議題掲載を要請する加盟国の参加 | 43 | |
| …決議の訂正 | 44 | |
| …構成 | 38 | |
| …構成員の代理 | 39 | Ⅳ10 |
| …主要委員会委員長 | 38,39 | Ⅳ10 |
| …性格 | 30,38 | Ⅳ10 |
| …任務 | 40-42,44 | Ⅲ(f);Ⅳ11,12,14;Ⅴ1;Ⅵ4;Ⅶ3,6 |
| 一般討論 | | |
| …主要委員会における | | Ⅳ61-63；Ⅵ5 |
| …本会議における | | |
| ……演説 | | Ⅳ48 |
| ……演説者名簿 | | Ⅳ46 |
| ……開会 | | Ⅸ2 |
| ……期間 | | Ⅳ45 |
| ……演説者に対する祝辞 | | Ⅴ5 |
| ……頻度 | | Ⅳ44 |
| 延期→手続的動議；会期を参照 | | |
| 演説者→討論も参照 | | |
| …委員会委員長および報告者の優先発言権 | 69,*111* | |
| …演説者数の制限 | | |
| ……議事日程への議題の掲載 | 23 | |
| ……提案および修正の分割 | 89,*129* | |
| ……提案の再審議 | 81,*123* | |
| ……討論の延期 | 74,*116* | |
| ……討論の終結 | 75,*117* | |
| …発言時間の制限 | 72,*114* | Ⅳ48；Ⅴ22 |
| …演説順序 | 68,*109* | Ⅲ(g)(ⅱ)；Ⅳ70,71 |
| …演壇の不使用 | | Ⅳ51；Ⅴ11 |
| …最終発言 | | Ⅴ17 |
| …時間制限 | | |
| ……委員長の権限 | 35,*106* | |
| ……会合の停止または延期 | 76,*118* | |

| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| ……議事日程への議題の掲載 | 23 | |
| ……総論 | 72,*114* | Ⅳ48,73 |
| ……投票理由の説明 | 88,*128* | Ⅳ74-76；Ⅴ6,7 |
| ……討論の延期 | 74,*116* | |
| ……討論の終結 | 75,*117* | |
| …祝辞 | | Ⅴ5 |
| …答弁権 | 73,*115* | Ⅳ77,78;Ⅴ8-11 |
| …発言時間の制限 | 72,*114* | |
| ……議長の権限 | 35,*106* | |
| …名簿の締切 | 73,*115* | Ⅳ46,69 |
| ……議長の権限 | 35,*106* | |
| 演壇の不使用 | | Ⅳ51；Ⅴ11 |

か

| | | |
|---|---|---|
| 会期→議事日程も参照 | | |
| …一時的休会 | 6 | |
| …緊急特別会期 | 8-10,63 | |
| ……開催要請 | 8,9 | |
| ……招集 | 8,9 | |
| ……通告 | 10 | |
| …通常会期 | | |
| ……一時的休会 | 6 | |
| ……開会日 | 1 | |
| ……開催場所 | | |
| ……本部 | 3 | |
| ……本部以外 | 4 | |
| ……通告 | 5,11 | |
| ……閉会日 | 2,41,*99* | Ⅳ4 |
| …特別会期 | 7-11 | |
| ……招集 | 7-9 | |
| ……総会による期日の決定 | 7 | |
| ……通告 | 10,11 | |
| ……特別会期の要請 | 8,9 | |
| 会合→主要委員会；本会議も参照 | | |
| …延期 | 76,77,*118,119* | |
| …開始 | 35,67,*106,108* | Ⅲ(g)(i);Ⅳ67;Ⅴ3;Ⅵ7 |
| …公開および非公開 | 60,61 | |
| …定足数 | 67,*108* | |
| …停止→手続上の動議参照 | | |
| …閉会 | 35,*106* | |

| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| …会合における議事運営 | 63-81,*108-123* | |
| 可否同数投票→選挙；投票を参照 | | |
| 加盟国 | | |
| …一般委員会への参加 | 43 | |
| …加盟国への連絡 | | |
| ……議題の暫定表 | | Ⅳ17(a) |
| ……決議 | 59 | |
| ……暫定議事日程 | 12,16 | |
| ……注のついた議題表 | | Ⅳ17(b),17(c) |
| ……補足表 | 14,18 | |
| …議題の掲載要求 | | |
| ……通常会期 | 13-15 | Ⅳ18 |
| ……特別会期 | 16,18,19 | |
| …緊急特別会期および特別会期の開催要求 | 9 | |
| …主要委員会における代表権 | *100,101* | |
| …除名 | 83 | |
| …新加盟国の加盟承認 | 83,134-138 | |
| …代表団 | | |
| ……構成 | 25 | |
| ……信任状 | 27-29 | |
| ……代表代理 | 26 | |
| …特権および権利の停止 | 83 | |
| …本部以外の場所での会期の開催要請 | 4 | |
| 議事手続に関する緊急の発言 | | |
| …解説 | | Ⅳ79 |
| …議長の権限 | 35,*106* | |
| …投票中の | 88,*128* | |
| …議事手続に関する緊急の発言に関する決定 | 71,*113* | |
| 議事日程 | 12-24 | Ⅵ1 |
| …一般委員会の任務 | 40,41 | Ⅳ12,14 |
| …仮議事日程 | | |
| ……通常会期の | 12,13 | |
| ……特別会期の | 16,17 | |
| …議題の掲載に関する討論 | 23 | |
| …議題の修正および決定 | 22 | |
| …経費、割当を変更する提案 | 24 | |
| …採択 | 21 | Ⅳ19-23 |
| …暫定的な議題表 | | Ⅳ17(a) |

| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| …主要委員会の | *97* | |
| …説明覚書 | 20 | Ⅳ18 |
| …注の付いた議題表 | | Ⅳ17(b) |
| …追加議題 | | |
| ……会期と会期の間 | | Ⅷ8 |
| ……通常会期 | 15 | |
| ……特別会期 | 19 | |
| …補足議題 | | |
| ……通常会期 | 14 | |
| ……特別会期 | 18,19 | |
| …割当 | 97 | Ⅰ22,23;Ⅳ25-28;Ⅴ4;Ⅵ3;Ⅶ4;Ⅷ |
| 技術顧問 | 25,*100,101* | |
| 議題の暫定表 | | Ⅳ17(a) |
| 議題の割当 | *97* | Ⅰ22,23;Ⅳ25-28;Ⅴ4;Ⅵ3 |
| 議長 | 30-37 | |
| …一般委員会の | 38,41,42 | |
| …仮議長 | 31 | |
| …議長代理 | 32,33,37 | |
| …議長に対する祝辞 | | Ⅳ80 |
| …議長権限 | 35,36,67,68,73-76, 78,88 | Ⅰ39；Ⅲ(g)；Ⅳ39 |
| …緊急特別総会 | 63 | |
| …交替 | 34 | |
| …裁定 | 71 | |
| …信任状委員会の任命 | 28 | |
| …選挙 | 30 | Ⅴ16 |
| …投票権 | 37 | |
| …任期 | 30 | |
| 行政財政問題諮問委員会 | 155-157 | |
| 行政的財政的問題 | 13,24,83,152-160 | Ⅳ97,98;Ⅴ12,13 |
| 挙手→表決を参照 | | |
| 記録 | | |
| …事務局の責務 | 47 | Ⅳ107 |
| …抄録 | 47,54,58 | Ⅳ108;Ⅴ27 |
| …速記録 | 47,54,58 | Ⅳ108 |
| …用語 | 54 | |
| …録音 | 58 | Ⅳ108 |
| 記録に残らない表決 | 87,*127* | |
| 記録に残る表決 | 87,*127* | |

緊急特別総会→会期を参照

| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| 空席→任命；選挙を参照 | | |
| 経済社会理事会 | | |
| …任期 | 139 | |
| …報告書 | 13 | |
| …補欠選挙 | 140 | |
| …理事国選挙 | 83,145,146 | |
| 経費→諮問委員会；分担金委員会を参照 | | |
| …経費割当変更の提案 | 24 | |
| …決議の財政に対する影響 | 154 | Ⅳ97,98;Ⅴ12,13 |
| …見積 | 153 | |
| 経費の割当、修正の提案 | 24 | |
| 決議→提案および修正；表決も参照 | | |
| …一般委員会による訂正 | 44 | |
| …加盟国への通報 | 59 | |
| …議題の掲載要求を含む草案 | 20 | |
| …協議会 | | Ⅳ90,91 |
| …コンセンサス採択 | | Ⅳ104 |
| …財政に対する影響 | 153,154 | Ⅳ97,98；Ⅴ12,13 |
| …主題 | | Ⅳ95,96；Ⅵ12 |
| …草案 | | Ⅱ36；Ⅳ95；Ⅴ32 |
| …提出日 | | Ⅳ87,88 |
| …発議者 | | Ⅳ93 |
| …用語 | 56 | |
| 決議 377A（V） | 8,9,19 | |
| 決議案→提案および修正；決議；投票を参照 | | |
| 公開会合 | 60,61 | |
| 口述書 | | Ⅴ30 |
| 公用語 | 51 | |
| 国際司法裁判所 | | |
| …勧告的意見の要請 | | Ⅱ(a) |
| …裁判官選挙 | 150,151 | |
| …報告 | 13 | |
| 国際条約 | | Ⅰ13,14 |
| 国際信託統治制度 | 83 | |
| 国際の平和および安全の維持 | 49,83 | |
| 国際連合ジャーナル | 55 | |
| 国連憲章 | | |
| …第 12 条 | 49 | |

…第 17 条 160
規則 添付資料
…第 18 条 Ⅶ1
…第 19 条 160
…第 22 条 Ⅶ7
…第 23 条 143
…第 35 条 13
…第 57 条 11
…第 83 条 147
…第 85 条 147
…第 86 条 83,147,149
国連総会または委員会
…の決議案 Ⅳ96
…の権能
……に関する決定 79,*121*
……の抵触 Ⅰ22;Ⅱ19;Ⅳ38
個別表決 89,*129*
顧問 25,*100,101*
コンセンサス Ⅳ104
さ
最終発言 Ⅴ17
財政問題→行政財政問題を参照
裁定
…委員長の *113* Ⅳ79(b),79(c)
…議長の 71 Ⅳ79(b),79(c)
作業部会 Ⅰ14;Ⅱ29;Ⅲ(e);Ⅳ66
三分の二の多数→表決参照
事務局 45-50
…会合における陳述 70,*112*
…職員に関する規則 50
…総会に対する責務 47 Ⅵ10
事務総長
…会期の計画 Ⅳ117
…会期の通告 5,10,11
…会合における陳述 70,*112*
…議題の暫定表 Ⅳ17(a)
…緊急特別総会 8,9
…決議の財政に対する影響 153,154 Ⅳ97
…憲章第１２条に基づく通告 49
…国際の平和および安全の維持 49

…暫定議事日程 12,13
規則 添付資料
…総会に関する責務 45,46
…注のついた議題表 Ⅳ17(b),17(c)
…特別会期 8,9
…任命 141
…年次および補足報告 13,48
…主要委員会への付託 64
…補足議題 14,18
締めくくりの発言 Ⅴ17
修正→提案および修正参照
修正の定義 90,*130*
修正の表決 84,90,*130*
重要問題 83-85
祝辞
…演説者に対する Ⅴ5
…議長に対する Ⅳ80
…主要委員会の役員に対する *110*
…補助機関の役員に対する Ⅳ81
主要委員会→会合；演説者も参照
…委員長
……一般委員会の構成員 38,39 Ⅳ10
……代理 *105*
……に対する支援 Ⅰ39；Ⅳ124
……に対する祝辞 *110*
……の権限 *106-109,115-118,120,128* Ⅰ39;Ⅲ(g)；Ⅳ39；Ⅴ22；Ⅵ5,6,8
……の交替 *105*
……の裁定 *113* Ⅳ79
……の資格 *101*
……の選挙 *103,105* Ⅳ40,54-57；Ⅴ18-20
……の投票権 *104*
……の優先発言権 69,*111*
…一般討論 Ⅳ61-63；Ⅵ5
…会合の記録および録音 58 Ⅳ108；Ⅴ27
…活動
……開始 Ⅳ58,59
……経過 Ⅳ60；Ⅵ8
……日程 *99* Ⅴ21,23
…加盟国の代表 *100,101*

| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| …議事日程 | *97* | |
| …議題の同時並行審議 | | Ⅳ65 |
| …権能の抵触 | | Ⅰ22;Ⅱ19;Ⅳ38 |
| …小委員会 | *102* | Ⅰ14;Ⅱ29；Ⅲ(e)；Ⅳ66 |
| …定足数 | *108* | |
| …任務 | *98* | Ⅳ29-38 |
| …報告書→委員会報告書参照 | | |
| …役員 | | |
| ……交替 | *105* | |
| ……祝辞 | *110* | |
| ……選挙 | *99,101,103* | Ⅳ40；Ⅴ18-20 |
| …用語 | 51 | |
| 小委員会 | 52,*102* | Ⅰ14;Ⅱ29；Ⅲ（e）；Ⅳ66 |
| 条約 | | Ⅰ13,14 |
| 常用語 | 51 | |
| 抄録 | 47,54,58 | Ⅳ108；Ⅴ27 |
| 新加盟国の承認 | 83,134-138 | |
| 信託統治理事会 | | |
| …信託統治制度 | 83 | |
| …任期 | 139 | |
| …非施政理事国の選挙 | 83,147-149 | |
| …報告 | 13 | |
| …補欠選挙 | 140 | |
| 信任状 | 27-29 | |
| …暫定的参加 | 29 | |
| …信任状委員会 | 28 | |
| …信任状の提出 | 27 | |
| 選挙→投票も参照 | 30,83,92-94,*102,103,* *105*,132,139-151 | |
| …安全保障理事会非常任理事国選挙 | 83,142-144 | |
| …可否同数 | 93,132 | |
| …議長および副議長 | 30 | Ⅴ16 |
| …経済社会理事会理事国選挙 | 83,145,146 | |
| …国際司法裁判所裁判官選挙 | 150,151 | |
| …指名の不実施 | 92 | |
| …信託統治理事会非施政理事国 | 83,147-149 | |
| …手続 | 92-94,132 | |
| …秘密投票 | 92,*103* | Ⅴ16 |
| …秘密投票における投票理由説明 | 88,*128* | |

…補欠選挙 34,*105*,140
…役員 *101-103* Ⅳ40,54-57；Ⅴ18-20
規則 添付資料
…理事国の任期 139
専門家 25,*100,101*
専門機関
…議事日程議題の付託 Ⅳ22；Ⅴ12
…行政予算 157
…総会会期の通告 11
…報告 13
速記録 54,58 Ⅳ108
その他の主要機関→経済社会理事会；国際司法裁判所；
事務局；安全保障理事会；信託統治理事会も参照
…仮議事日程 13
…総会会期の通告 11
…補足議題
……通常会期の 14
……特別会期の 18
た
代表代理 25,26,*101*
代表団→加盟国を参照
多数決要件→表決を参照
注意喚起 38,72,*109,114*
注のついた議題表 Ⅳ17(b),17(c)
追加議題→議事日程を参照
提案および修正→決議；表決も参照
…可否同数 95,133
…再審議 81,*123*
…総会または委員会の権能 79,*121* Ⅳ38,96
…提出および回覧 78,*120* Ⅳ87,88
…撤回および再提案 80,*122*
…表決の順序→手続上の動議も参照 90,91,*130,131*
…分割 89,*129*
提案の再審議 81,*123*
定足数 67,*108*
手続規則の解釈 163 Ⅱ1(c)
手続規則の翻訳 162
手続上の動議
…演説者数 74,75,*116,117*
…演壇の不使用 Ⅴ11

…会合
……延期 76,*118*
規則 添付資料
……停止 76,*118*
…議長の権限 35,*106*
…動議の順序 77,*119*
…討論
……延期 74,*116*
……終結 75,*117*
点呼投票 87,*127* Ⅳ84
動議→手続的動議；提案および修正を参照
…の再提案 80,*122*
…の撤回 80,*122*
投票理由の説明 88,*128* Ⅳ74-76;Ⅴ6,7,11
答弁権 73,*115* Ⅳ77,78；Ⅴ8-11
討論→演説も参照
…の延期 74,*116*
……議長の権限 35,*106*
……動議の順序 77,*119*
…の終結 75,*117*
……議長の権限 35,*106*
……動議の順序 77,*119*
…代表団 25,26,*100,101* Ⅳ44
…提案および修正の分割 89,*129*
な
任期
…安全保障理事会非常任理事国 142
…議長 30
…行政財政問題諮問委員会 156
…経済社会理事会 145
…信託統治理事会非施政理事国 148
…副議長 30
…分担金委員会 159
…理事国 139
任命
…行政財政問題諮問委員会 155
…事務総長 141
…分担金委員会 158
は
非加盟国

…暫定議事日程への議題の掲載要求 13
非公開会合 60,61
規則 添付資料
表決→選挙も参照 82-95,*124-133*
…委員長の裁定 *113* Ⅳ79(b),79(c)
…委員長の投票不参加 *104*
…一般委員会における 38,39
…運営 88,*128*
…可否同数 95,133
…棄権 86,*126*
…議長の裁定 71 Ⅳ79(b),79(c)
…議長の投票不参加 37
…挙手 87,*127*
…記録に残らない表決 87,*127*
…記録に残る表決 87,*127*
…個別表決 89,*129*
…裁定
……委員長による *113* Ⅳ79(b),79(c)
……議長による 71 Ⅳ79(b),79(c)
…参加 Ⅶ1
…三分の二の多数が要求される重要問題
に関する提案の修正 84
…三分の二の多数が要求されるもの
……加盟国の権利および特権の停止 83
……加盟国の除名 83
……特別総会または緊急特別総会の議事
日程への補足および追加議題 19
……経済社会理事会、安全保障理事会、
信託統治理事会理事国選挙 83
……国際の平和および安全の維持 83
……重要問題 83,84
……新加盟国の承認 83,136
……信託統治制度 83
……追加議題の審議 15
……提案の再審議 81,*123*
……予算問題 83
…修正に関する表決 90,*130*
…重要問題で要求される多数決 84
…重要問題に関する 84
…「出席しかつ投票する構成国」という

| | 規則 | 添付資料 |
|---|---|---|
| 語句の意味 | 86,*126* | |
| …単純多数 | 85,*125* | |
| …提案および修正の分割 | 89,*129* | |
| …提案の表決 | 91,*131* | |
| …手続規則の修正 | 163 | |
| …点呼投票 | 87,*127* | Ⅳ84；Ⅶ2 |
| …討議を求める主要委員会報告 | 66 | Ⅴ15 |
| …投票理由の説明 | 88,*128* | Ⅳ74-76;Ⅴ6,7,11 |
| …表決に付すかどうかの決定 | 91,*131* | |
| …表決の順序 | | |
| ……権能に関する決定 | 79,*121* | |
| ……修正 | 90,*130* | |
| ……提案 | 91,*131* | |
| ……手続上の動議 | 77,*119* | |
| …中断 | 88,*128* | |
| …方法 | 87,*127* | Ⅶ2 |
| 副委員長 | | |
| …委員長代理 | *105* | |
| …一般委員会における投票権 | 39 | |
| …資格 | *101* | |
| …選挙 | *102,103,105* | |
| …補助機関 | | Ⅳ42 |
| 副議長 | | |
| …一般委員会 | 38,39 | |
| …議長代理 | | |
| ……権限および義務 | 33 | |
| ……投票不参加 | 37 | |
| ……任命 | 32 | |
| …緊急特別総会 | 63 | |
| …選挙 | 30 | Ⅴ16 |
| …任期 | 30 | |
| 文書 | | |
| …議題の掲載要求 | 20 | Ⅳ18 |
| …の準備および配布 | 47 | Ⅳ107；Ⅴ24-26,29,30 |
| …文書量の削減 | | Ⅳ106 |
| …用語 | 56,57 | |
| 分担金委員会 | 158-160 | |
| 報告 | | |
| …安全保障理事会 | 13,136,137,141 | |

…委員会 15,65,66,163 Ⅳ43,52,53,107 ; Ⅴ14,15
…行政財政問題指紋委員会 157
規則 添付資料
…経済社会理事会 13
…国際司法裁判所 13
…財政報告 13
…事務総長 13,48,64
…信託統治理事会 13
…専門機関 13
…補助機関 13 Ⅳ107 ; Ⅴ24-26,28,31
報告者
…資格 101
…選挙 *102,103,105* Ⅳ54-57
…優先発言権 69,*111*
法律的および草案作成上の問題を扱う
作業方法および手続 Ⅱ
補助機関
…会合
……開催地 Ⅳ114 ; Ⅴ33,34
……日程表 Ⅳ115 ; Ⅴ33,34
…機関の数 Ⅳ109,110;Ⅵ11
…機関の構成国でない国連加盟国の参加 Ⅳ112
…構成 Ⅳ113
…設置 161 Ⅵ11 ; Ⅶ7
…秘密投票 Ⅴ16
…副委員長の数 Ⅳ42
…文書作製 Ⅳ106(b);Ⅴ24-26
…報告 13
…役員への祝辞 Ⅳ81
補足議題→議事日程を参照
本会議→会合；演説も参照
…委員会報告書
……口頭発表 Ⅳ52,53
……討議 66
…一般討論 Ⅳ44-48
…演壇の不使用 Ⅳ51
…会合の記録および録音 58 Ⅳ108(d)
…祝辞 Ⅳ80
…弔辞 Ⅳ82,83
…定足数 67

…本会議への議題の付託 Ⅳ27
…役員
規則 添付資料
……交替 32-34
……祝辞 Ⅳ80
……選挙 30,92-94
翻訳 55
…国連総会の用語以外から 53
…国連総会の用語から 52
ま
瞑想又は黙祷の時間 62
や
役員→主要委員会委員長；委員会；議長；
報告者；副委員長；副議長を参照
役員の欠席 32,*105*
用語 51-57
…委員会および小委員会 51
…記録
……抄録 54
……速記録 54
…決議 56
…公用語 51
…国際連合ジャーナルの用語 55
…国連総会の 51
…国連総会の用語以外の用語 53,57
…主要委員会の 51
…常用語 51
…文書の 56,57
…国連総会の用語以外からの翻訳 53
…国連総会の用語からの翻訳 52
予算→行政財政問題参照
ら
連絡の回覧 Ⅴ30
録音 58 Ⅳ108